

判例における「学習権」の取り扱いに関する研究

— 学習者の学習の自由に着目して —

松 原 悠

1. 問題の所在と研究の目的

学習者が、学習することの楽しさやおもしろさを感じ、学習を持続させ、自らを発達・成長させていくために必要なものは何だろうか。堀尾は次のように述べている。「……子どもの発達の過程は、絶えざる探求と学習の過程であり、驚きと喜びを伴う発見の過程なのだ。同じ刺激のくり返しには、制御が働き、興味はうすれ、同化のメカニズムはやがて新しい刺激を求めて対象をかえる。そこには内的欲求による選択の契機が含まれている。教育は、この発見の驚きをつぎの探求へ向けて励まし、その選択に方向づけを与えるものでなければならない。子どもの学習の自由は、その主体的な選択の権利の承認の上に成り立つ」(堀尾, 1977, pp.43-44)。学習者は、探求と学習、驚きと喜びを伴って発達するのであって、それを持続させていくために必要なものこそ、学習者に主体的な選択を方向づける教育であり、その主体的な選択の権利の承認の上に成り立つ学習者の学習の自由なのである。

それでは、学習者はどの程度まで学習の自由を享受することができるのだろうか。この問いに取り組む際に、学習者の学習の自由を保障する権利を指す「学習権」という概念を検討する必要がある。

学習権とは、憲法 26 条の「教育を受ける権利」を解釈した権利の一つで、『新版 現代学校教育大事典』によると、「学習する主体の自発性・能動性に着目し、この面から教育に関する権利をとらえる概念」(牧, 2002, p.326)であり、1970 年代の教育法学説および教育判例(教科書裁判の杉本判決、旭川学力テスト裁判の最高裁判決)を経て人権として捉えられるに至っているものである(兼子, 1978, pp.197-199)。1970 年代当時の議論について、大江は次のように述べている。「……『国民の教育権』『国家の教育権』『親の教育権』『教師の教育権』等が語られてきた。教育権理論は、……“国家の教育権か、国民の教育権か”という二項対立的側面にその重点を置きすぎたきらいがある。そこにおいて、子どもの学習権は、『国民の教育権』を主張する側にとっては) 国家の教育内容統制を排除し、教師自身の教育する自由を確保するための“擬制的概念”に過ぎなかったとも言えるのである』(大江, 1994, p.43)。下村も次のように述べている。「……教育権の所在をめぐる議論を通じて気になるのは、教育権の全体構造においてその中核となるはずの子どもの学習権に関する議論が抽象的な次元に終始し、親や教師に対して具体的にどのような権利を主張できるかについてはあまり深まりを見せ……なかったことである」(下村, 1986, p.12)。当時の議論が扱っていたのは、「学習者の権利を誰が代理するのか」という問題であり、「そもそも学習者本人にはどのような主体的な権利があるのか」という問題ではなかったのである。

その後、次第に学習者本人の主体的な権利を強調して捉える「学習権」という語が用いられるようになり、現在では、学習権は、「……一方で国家に対し経済的格差の是正を求める作為請求権としての側面を有し、他方で自らが学習することを国家や第三者に干渉されないことを求める不作為請求権としての側面を有するという複合的性格の権利であると捉えられている」(高乗, 2009, p.69)。

この「学習権」として解釈するところの憲法 26 条の「教育を受ける権利」がいかなる性格を有する権利であるかについて論じた代表的な先行研究として、堀尾(1971)、牧(1971)、兼子(1978)が挙げられる。

堀尾は、教育に関する、親の子に対する義務が、福祉国家の成立によって、国家社会に対する義務にすりかえられてきたことを論じた上で、今日の「教育を受ける権利」を次のように捉えた。「『教育を受ける権利』は、近代における『子どもの人権』の思想につながり、子どもの人権の中核をなす学習権の実定法的規定であり、子どもの学習権が、架空の、抽象的権利ではなく、現実的かつ有効な権利として認められたことを意味する」(堀尾, 1971, p.311)。

牧は次のように述べている。「……『教育を受ける権利』として憲法上表現されている『教育の権利』は、少なくとも今日では、極めて能動的な権利、権利性を明確にした——宣言ではない——権利なのである。それは、学習権、発達権という言葉にも示されるように、自己自身を形成していく主体的な人権としてとらえられるのである」(牧, 1971, p.17)。

兼子は、「『学習権』説によれば、人間の学習による成長発達の権利がまず近代憲法下に自然権的自由たる『学習の自由』(教育をうける自由)として原理的に存したことをふまえて、現代憲法が、すべての国民の学習権が実現されるように国家に積極的条件整備を要求しうる生存権として『教育をうける権利』を保障するにいたったのである」(兼子, 1978, p.228)とした上で、次のように述べている。「……生存権的学習権としての教育をうける権利とそれに応ずる公教育制度は、条理上当然に、自由権的学習権としての国民の『学習の自由』とそれに対応する『教育の自由』を、その法的な土台として前提にしているはずである」(兼子, 1978, p.229)。

これらの先行研究のように、学習権の性格については、「現実的かつ有効な権利」であり、「極めて能動的な権利」であり、また条理上当然に「学習の自由」を前提としていることが確認されている。

それでは、その学習権は、学習者の主体的な権利として、どのように「現実的かつ有効」で、「極めて能動的」であるのだろうか。換言すれば、学習権は、学習者の主体的な権利として、いかなる具体的な効果を有しているのだろうか。この点について論じた先行研究として、佐藤(2013)、結城(2007)、渋谷(2007)が挙げられる。

佐藤は次のように述べている。「子どもの学習権、親の教育権は、単に与えられた教育を受ける権利だけでなく、自らにとって望ましい教育を要求、創出、選択する権利、望ましくない教育を拒絶、排除する権利を含んでいなければならない」(佐藤, 2013, p.20)。

結城は、「憲法 26 条 1 項が保障する教育をうける権利はいわゆる『学習権』の保障をその第一義的な内容としている……」(結城, 2007, p.130)、「……教育をうける権利の学習権としての法的構成は、今日、学説のみならず、判例によっても積極的に支持されるところとなっている」(結城,

2007, p.131)とした上で、次のように述べている。「……たしかに『教育を受ける権利の内容は広範かつ多面的であるから、法的権利であるといっても、抽象的なものであることは否定し難い』と一般的には言えるとしても、しかし、事柄や領域によっては、具体的な請求権や要求権をも予定している、憲法上の具体的権利だと見るのが妥当だと考える。特定の場合に、特定の事柄については、教育を受ける権利の保障は単に抽象的権利たるに止まらず、具体的効力をもつ法的権利として裁判規範たりうるということである」(傍点は原文のまま)(結城, 2007, pp.132-133)。そしてその「特定の場合」の例として、「正当な理由もなく、生徒が授業や学校行事への参加を拒否された場合」(結城, 2007, p.133)を挙げている。

渋谷は次のように述べている。「学習権の中心的主体は子どもである。子どもは教育の制度・設備を整備し、機会均等の保障を政府に対して請求する権利、すなわち作為請求権をもつ。これは学習権の外形的な条件整備を要求する権利である。さらに、子どもは具体的に受ける教育内容について、自己の精神形成にとって必要・十分な内容・水準の授業を要求する権利をもつ。教科書を使用せず、学習指導要領から逸脱した教育を行うことは、教科書および学習指導要領の内容が実質的にこの要求水準を充たすものであれば、学習指導要領の法的効力の有無は別論にしても、この権利を侵害する行為となる」(渋谷, 2007, pp.315-316)。

これらの先行研究は、学習権がいかなる具体的な効果を有しているのかについて、具体的な場面を想定して論じたものである。しかし、このように学習権が学習者の主体的な権利として具体的な効果を有することに対しては疑問も呈されてきた。この点について論じた先行研究として、奥平(1993)、大島(2012)、高乗(2009)が挙げられる。

奥平は次のように述べている。「……ある者が憲法上学習権をもつという場合、どんな権利が意味されているのだろうか。誰に対して、どんなとき、なにを要求する権利なのだろうか」(傍点は原文のまま)(奥平, 1993, p.207)、「教育学のタームで語られる『学習権』のなにがどのように憲法上抜きさしならない権利としてあるのかについて、いま少し詰めが必要なように思う」(奥平, 1993, p.207)。

大島は次のように述べている。「……憲法学説や判例が学習権を承認したことによって、その第一義的主体である子どもが学習権を有することの具体的な効果としてどのような権利・利益を持つのか、それらがいかなる性格のものかといった議論が深められてきたようには思われない」(大島, 2012, p.428)。

高乗は次のように述べている。「……『学習権』なる権利は、具体的にどのような内容の権利なのであるのか依然として不明確である」(括弧内は筆者が補った)(高乗, 2009, p.70)、「第一に、『学習権』を国家(教育行政制度の一翼を担う教員も含む)に対する不作為請求権として捉えた場合であるが、それが侵害される可能性はきわめて低いと考えられる……。……(中略)……。あえて現実的に考えられることは、当該授業と全く無関係の学習をした場合に注意を受け、その学習を中止させられるようなことであろうか。このような事柄までも含めて『学習権』の侵害として争うことを主張するならば、もはや学校教育そのものが成り立たないであろう」(高乗, 2009, pp.70-71)、「第二に、『学習権』の内容には、教育内容に関する決定権(自己決定権)が含まれるのか……。……(中略)……。……子ども一人一人が自己の成長に必要なと思う教育内容を選

択し決定することになると、もはや学校教育そのものが成り立たなくなり、学校教育制度そのものを否定することになりかねないであろう。教育内容の自己決定なる主張は、自己に施されるべき教育内容に関する判断能力を欠く子どもに教育内容の選択、または決定ができるという誤った前提から導き出されるものである。これから教育を受けようとする子どもが自己に施される教育の内容を選択、決定するとの前提を導き出すことは困難であろう」（高乗，2009，p.71）、「以上のことから、『学習権』は、教育する者の教育理念として一定の意義があるといえなくもないが、これを憲法上の権利として認めることは、妥当ではないといえる」（高乗，2009，p.72）。

このように、学習権は、学習者の「学習の自由」を保障するという理念は明確であっても、それが学習者の主体的な権利としてどのような具体的な効果を有するのかについては、十分に検討されていない。学習者に「学習権」なる権利を認めることは妥当ではないとする論さえ存在している状況である。思うに、たとえ学習権なる名辞が存在しても、それが実際には学習者の主体的な権利として具体的な効果を保障するものでないならば、学習者にとって学習権は架空の権利であり、学習権理論は机上の空論であるとの批判を免れない。学習者の学習の自由を考えるためには、「学習権」という概念がいかなる具体的な効果を有するのかを問う必然性がある。

そこで本稿に始まる一連の研究は、学習権を取り扱う判例に着目し、具体的な場面における学習者の学習の自由の例を体系化することを目的とする。学習権を取り扱う判例では、具体的な場面における学習者の学習の自由が議論されているはずである。

2. 研究の課題と研究の方法

研究の目的を達成するため、本稿では、(1)「学習権」という語が用いられている判例がどのくらいあり、それらの判例が「学習権」という語をどのような文脈で用いているかを示し(3.1節)、(2)それぞれの判例を、用いられている「学習権」という語の主体が裁判所なのか、原告や被告なのかという視点によって類型化し(3.2節)、(3)それぞれの判例で裁判所が用いている「学習権」という語のうち、学習者の学習に関する自由と関連して用いられているものがどのくらいあるかを明らかにする(3.3節)。これらの取り組みによって、本稿では、学習権を取り扱う判例の概要を捉えることをねらう。

具体的な判例を検索するにあたり、第一法規株式会社が提供する会員制の法情報総合データベースである「D1-Law.com¹」における「判例体系」を利用する。2014年6月5日時点で「判例体系」には226,675件の判例が収められている(第一法規株式会社，2014a)。2014年6月現在における「判例体系」の出典一覧を表1に示す。

表1 「D1-Law.com」における「判例体系」の出典一覧（2014年6月現在）

出典名	開始	最終			
明治前期大審院民事判決録			大審院民事判例集	1巻	24巻
明治前期大審院刑事判決録			大審院刑事判例集	1巻	26巻
大審院民事判決録	1輯	27輯	最高裁判所民事判例集	1巻	67巻8号
大審院刑事判決録	1輯	28輯	最高裁判所刑事判例集	1巻	67巻7号
大審院民事判決抄録	1巻	93巻	最高裁判所裁判集民事	1号	243号
大審院刑事判決抄録	1巻	93巻	最高裁判所裁判集刑事	1号	619号
			高等裁判所民事判例集	1巻1号	54巻2号

高等裁判所刑事判例集	1 卷 1 号	54 卷 2 号
行政裁判所判決録	2 輯	58 輯
行政裁判月報	1 号	24 号、追録
行政事件裁判例集	1 卷	48 卷 11・12 号
高等裁判所刑事判決特報	1 号	40 号
高等裁判所刑事裁判特報	1 卷 1 号	5 卷 12 号
下級裁判所民事裁判例集	1 卷 1 号	35 卷 5~8 号
第一審刑事裁判例集	1 卷	1 卷 12 号
下級裁判所刑事裁判例集	1 卷 1 号	10 卷 12 号
刑事裁判月報	1 卷 1 号	18 卷 5・6 号
下級裁判所民事判決特報		
労働関係民事事件裁判集	1 号	7 号
労働関係民事裁判例集	1 卷	48 卷 5・6 号
法律新聞	1 号	4917・4918 号
法律学説判例評論全集	1 卷	394 卷
法学	1 卷	13 卷
法律新報	1 号	722 号
大審院判例拾遺	1 卷	
大審院裁判例	1 卷	325 卷
大審院判決全集	1 輯	24 輯
家庭裁判月報	1 卷 9・10 号	65 卷 7 号
訟務月報	1 卷 1 号	60 卷 3 号
無体財産権関係民事・行政裁判例集	1 卷	22 卷 3 号
知的財産権関係民事・行政裁判例集	23 卷 1 号	30 卷 4 号
裁判所時報	2 号	1602 号
判例時報	1 号	2218 号
判例時報（臨時増刊）	平成元年 8 月 5 日号	平成 4 年 4 月 25 日号
法曹新聞	15 号	25・26 号
判例	1 卷	421 卷
判例タイムズ	1 号	1399 号
税務訴訟資料（1~249 号）	1 号	249 号
税務訴訟資料（250 号~）	250 号	261 号
租税関係行政・民事事件判決集（徴収関係）	平成 21 年 1 月~12 月号	平成 22 年 1 月~12 月号
金融法務事情	20 号	1995 号
商事法務	64 号	1836 号
資料版商事法務	12 号	362 号
金融判例	1 号	60 号
金融・商事判例	16 号	1442 号
戸籍	380 号	550 号
労働判例	175 号	1992 号
労働経済判例速報	122 号	2207 号
東京高等裁判所（民事）判決時報	1 卷 12 号	58 卷 1~12 号

東京高等裁判所（刑事）判決時報	1 卷 1 号	63 卷
ジュリスト	2 号	1074 号
不法行為下級民集	昭和 31 年度号	昭和 32 年度（下）号
交通事故不法行為下級民集	昭和 36 年度号	昭和 38 年度号
調停時報	11 号	29 号
判例彙報	1 卷	52 卷
民事月報	27 卷 4 号	42 卷 1 号
最近判例集	1 卷	19 卷
高等裁判所刑事裁判速報集	(昭 63)号	(平 24)号
法曹会雑誌	25 卷 8 号	25 卷 8 号
法曹要録		
司法協会雑誌	4 卷 12 号	16 卷 10 号
法曹記事	3 号	32 卷 2 号
刑事裁判資料	10 号	263 号
国家賠償例集		
教職員人事関係裁判例集	1 集	6 集
判例地方自治	1 号	381 号
交通事故民事裁判例集	1 卷 1 号	46 卷 2 号
国際私法関係事件裁判例集		
審決公報	110 号	1242 号
シュトイエル	78 号	396 号
国税徴収関係判例集	1 卷	7 卷
第二次納税義務関係判例集	(昭和 49 年 2 月版)号	(昭和 49 年 2 月版)号
先物取引裁判例集	1 号	44 号
国税徴収関係事件判決	1 号	13 号
国税徴収法実例判例総覧		
国税不服審判所裁決例集		
財政経済弘報	343 号	480 号
税法学	40 号	40 号
判例通達国税徴収法		
判例総覧民事編	1 卷	29 卷
国に対する損害賠償請求事件		
国家賠償例集追補		
裁判例要旨集民事訴訟法	1 号	12 号
自動車保険金請求訴訟事件判決集	1 号	7 号
取引所法規及判例		
商事判例集		
租税専売関係判例総覧		
特許と企業	240 号	240 号
賃金と社会保障	1433・1434 号	1603・1604 号
日本海事仲裁判断集		
農地改革資料号外		
法律時報	7 卷 2 号	54 卷 2 号
民事裁判月報	4 号	4 号
労災保険・災害補償行政訴訟事件判決集		
労働通信	10 卷 8 号	10 卷 22 号

労働法律旬報	1230号	1230号
税理士界	1109号	1109号
海法会誌	18号	18号
官報	昭和35年 1月29日 号	昭和36年 11月16日 号
経済法律時報	2号	16号
証券取引被害判例セレクト	1巻	46巻
自保ジャーナル	1170号	1919号

消費者法ニュース	71号	99号
裁判所ウェブサイト掲載判例		
生命保険判例集	2巻	17巻
公正取引委員会審決集	8巻	59巻
登記情報	567号	631号
兵庫県弁護士会ウェブサイト掲載判例		
第一法規独自入手資料		

(第一法規株式会社(2014b)による)

本稿が対象とする判例は、「D1-Law.com」における「判例体系」を「学習権」という文字列でフリーワード検索し、検索結果として示されたものとする。この検索により、「判例体系」における各判例データのうち、「本文」、「要旨²⁾」、「解説³⁾」のいずれかの中で「学習権」という語が用いられているものが抽出できる。

3. 結果

3.1 「学習権」という語が用いられている判例とその文脈

各判例データのうち、「本文」、「要旨」、「解説」のいずれかの中で「学習権」という語が用いられているものの数は115件であった。各判例データの「要旨」において「学習権」という語が用いられた回数をすべて足し合わせると13回に及び、「本文」においては445回に及ぶ。各判例の基本的な情報と、各判例が「学習権」という語を用いている文脈を表2に整理する。なお、表の末尾には注を付してある。

表2 「学習権」という語が用いられている判例とその文脈

判例番号	裁判年月日及び出典／事件名／裁判結果／上訴等／審級関連／【「要旨」中の「学習権」使用回数／「本文」中の「学習権」使用回数／「本文」中の「学習権」使用回数のうち裁判所の判断中の使用回数】／類型 ・使用部分前後の文脈
1	札幌地判平25年6月3日判時2202号82頁／損害賠償請求事件／一部認容、一部棄却／控訴／(審級関連情報なし)／【0/1/0】／(c)
2	東京高判平25年2月26日(出典情報なし)／戒告処分取消等、停職処分取消等請求控訴事件／控訴棄却／(上訴等情報なし)／3／【0/1/0】／(c)
3	東京地判平24年4月19日労判1056号58頁／東京都教育委員会(八王子市立中学校・国歌斉唱不起立)事件／一部認容、一部棄却／控訴／2／【0/4/0】／(c)
4	最一判平23年7月14日(出典情報なし)／戒告処分取消等請求事件／一部却下、一部棄却 確定／－／【(要旨情報なし)／2/0】／(c)
5	東京地判平23年3月29日訟月59巻4号887頁／都市計画道路事業認可取消請求事件／請求一部却下、一部棄却、一部死亡により終了／控訴／－／【(要旨情報なし)／1/1】／(b) ・原告らは、本件道路の沿道には国分寺市立第五小学校が存在するところ、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)においては、教室内の等価騒音レベルについて、窓を閉めているときは50dB以下、窓を開けているときは55dB以下が望ましいとき

	<p>れているにもかかわらず、本件環境影響評価においては、同校自体に関する騒音の予測がされていない上、同校に最も近い予測地点（〈3〉地点）の予測結果について、同校が本件道路の予定地から約50m離れていることに伴う距離減衰を考慮しても、上記の告示の基準を超える騒音が生じることは明らかであり、同校の児童らの学習権が侵害され、健康被害等にさらされるという事態が生じるものであるから、本件環境影響評価の違法性は顕著であるなどと主張する。しかしながら、前記（1）に認定したように、本件環境影響評価においては、本件道路の道路交通の騒音の予測地点について、計画道路の構造、将来の自動車交通量及び沿道の土地利用状況を考慮し、道路構造が異なるオーバーパス部及びアンダーパス部の2地点（〈2〉地点及び〈6〉地点）のほか、本件道路と交差する道路との交差点で区分して、それぞれの内での将来の自動車交通量がおおむね一定と想定することができる5つの区域を設定した上で、各区域の主たる状況を反映する場所として各1地点（〈1〉、〈3〉～〈5〉、〈7〉）が選定されているところ、上記の小学校は、本件道路のうち国分寺3・4・6号線との交差点及び奈良橋通りとの交差点の間の区域に存在し、その区域から上記のように選定された〈3〉地点を予測地点として予測及び評価がされたものと認められること（〈証拠略〉）からすれば、本件環境影響評価において上記の小学校自体を予測地点として予測等がされなかったことをもって著しく不合理であるとまでいうことはできない。</p>
6	<p>東京高判平23年3月25日判自356号56頁／（事件名情報なし）／控訴棄却／上告／—／【（要旨情報なし）／5／5】／(b)</p> <p>・そこで判断するに、現行教育法制上、教育公務員に一般公務員と異なり、特別な法的地位が付与されているとの根拠はない。教員も公務員である以上、憲法15条2項、地公法30条及び32条の適用を受けることになるのは上記（2）カに判断したとおりである。また、学問の自由を保障した憲法23条及び教育を受ける権利を保障した同法26条は、児童、生徒が適切な教育を受ける権利を保障しているものであって、児童、生徒に教育をする立場にある教師の普通教育の場における個人的人権としての教育の自由を保障したものとは解されない。教師に教育内容、方法について一定の範囲の裁量権が考えられるとしても、それはあくまでも児童、生徒の学習権又は教育を受ける権利の反射的効果にすぎないのであり、本件各通達が控訴人らの教育の自由を侵害するものとは解されない。普通教育においては、大学教育における学生が一応教授内容を批判する能力を備えているのに対し、児童、生徒にはこのような能力がなく、教師が児童、生徒に対して強い影響力、支配力を有するばかりか、子どもの側に学校や教師を選択する余地が乏しく、教育の機会均等を図る上から全国的に一定の水準を確保すべき要請がある。そして、この要請に応じるため、教育委員会が学校管理機関として、具体的な基準を設定し、一般的な指示を与え、指導、助言し、必要な場合には具体的な命令を発しても、上記要請に応じる上で合理性のあるものである限り、教師の教授の自由を制約し、教師の裁量の余地が後退することとなるとしても旧教育基本法10条1項の「不当な支配」には当たるとは解されない。</p> <p>・そこで判断するに、普通教育において指導すべき国旗・国歌に関する基礎的な知識を指導することが必要であること、また、卒業式、入学式などの学校行事を学習指導要領に即して適正に実施する必要があることは前示のとおりであるところ、国歌斉唱の指導を行うべき教員の中に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する教員とそれらを拒否する教員とがいた場合、その指導を受ける児童、生徒としては、国歌斉唱の際に国旗に向かって起立してもいいし、しなくてもよい、国歌を斉唱してもいいし、しなくてもよいと受け取ってしまうこととなり、児童、生徒が国旗・国歌について正しい認識を持ち、国旗・国歌を尊重する態度を学ぶことができなくなる結果を招く。このことは児童、生徒が基礎的知識に属する事項を学ぶ上ではマイナスというほかないから、その意味では児童、生徒の学習権又は教育を受ける権利の侵害に当たると評価せざるを得ないものである。さらに、同時に式に参列する来賓や保護者に不信感を抱かせるとともに、これらの者の中には卒業式や周年行事などの式典において、日の丸を掲揚し、国歌を斉唱することが当然と考える人々も多数おり、それらの人々に対しては、嫌悪感や不快感を生じさせることともなる。このこと</p>

	<p>からすると、本件各職務命令である国旗に向かって起立すること、国歌を斉唱することに違反した場合は、児童、生徒の学習権又は教育を受ける権利を侵害する職務命令違反であると同時に信用失墜行為と評価せざるを得ないものである。</p> <p>・さらに、控訴人らが行った不起立行為は、公教育を担う教育公務員が、教育課程の一つである特別活動としての卒業式や周年行事の場において、学習指導要領に沿って教育課程を適正に実施するため、また児童、生徒に国旗、国歌に関する基礎的知識を指導すべく児童、生徒の学習権を保障するために発せられた校長の職務命令に違反し、児童、生徒、保護者及びその他学校関係者の面前で、公然と行ったものであって児童、生徒の学習権を侵害すると同時に、式に参加した保護者、来賓その他の学校関係者に違和感ないし嫌悪感を生じさせる職務命令違反行為であると同時に信用失墜行為といわざるを得ないものであるから、重大な非違行為であると評価されてもやむを得ないと解される。</p>
7	<p>東京高判平 23 年 3 月 10 日判時 2113 号 62 頁／教職員国旗国歌訴訟控訴審判決／原判決変更／上告、上告受理申立／12／【0/11/0】／(c)</p>
8	<p>東京高判平 23 年 1 月 28 日最民集 66 卷 2 号 587 頁／教職員国旗国歌訴訟控訴審判決／原判決取消、却下、棄却／上告、上告受理申立／21／【1/7/4】／(a)</p> <p>・被控訴人らは、専門家である教職員は、子どもの学習権に応えるために生徒の人格の完成をめざした人格的接触を行う専門職として、柔軟かつ臨機応変に教育の内容・方法を選択していく一定の裁量が認められるところ、この教職員の工夫あふれる創造的な教育活動を行うことが公権力によって妨げられてはならないのに、本件通達は、教職員による創造的かつ弾力的な教育の余地を奪い、一方的に一定の理論ないし観念を生徒に教え込むことを強制するものであって、教職員に保障されている教育の自由を侵害すると主張する。思うに、憲法 26 条は、子どもの学習権を認め、教育はこの学習権を充足すべき責務として行われるべきことを定めたものである。しかしながら、子どもの教育が、専ら子どもの利益のために、教育を与える者の責務として行われるべきであるということからは、教育の内容及び方法を、誰がいかにして決定すべく、また、決定することができるかという問題に対する一定の結論は当然には導き出されないものの、個人の基本的【自由】を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが【自由】かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条等の規定上許されないと解することができる。そして、憲法 23 条は、学問研究の自由のみならず、その結果を教授する自由を含むことから、普通教育の場合においても一定の範囲における公権力に対する教授の自由が認められるべきである（教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならない。）が、普通教育における教職員の児童・生徒に対する強い影響力及び支配力（高等学校及び盲・ろう・養護学校においても、教師が依然として生徒に対し相当な影響力、支配力を有しており、生徒の側には、いまだ教師の教育内容を批判する十分な能力は備わっていないこと）並びに教育の機会均等（教師を選択する余地も大きくないこと）という観点から、普通教育の場合においては、全国的に一定の水準を確保すべき要請があること等にかんがみれば、教職員の教授の自由は相当限定されたものと解するのが相当である（最高裁昭和 51 年 5 月 21 日大法廷判決・刑集 30 卷 5 号 615 頁、最高裁平成 2 年 1 月 18 日第一小法廷判決・民集 44 卷 1 号 1 頁参照）。本件通達は、現行学習指導要領に基づき発出されたものであり、現行学習指導要領の国旗・国歌条項は、これからの国際社会に生きていく国民として、我が国の国旗・国歌はもとより諸外国の国旗・国歌に対する正しい認識とそれらを尊重する態度を育てることが重要であるとの考え方に基づき設定されたものであることからすると、本件通達が誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけ、子どもの自由かつ独立した人格形成を妨げるような内容の教育を施すことを強制するものとは認められず、憲法 26 条に違反するものとはいえない。</p> <p>・被控訴人らは、入学式、卒業式等の式典において、国旗に向かって起立すること、国歌を斉唱すること、及び国歌斉唱時にピアノ伴奏をすることを強制されるのを拒否する自由</p>

	<p>を有しているし、また子どもの学習権保障のためにも、自らの思想・良心に従って、国旗に向かって起立するか否か、国歌を斉唱するか否か、ピアノ伴奏するか否かを決定する自由が保障されるべきであると主張するが、要するに、憲法 19 条は、公権力によって思想・良心に反する外部的行為を強制されることを禁止しているのに、本件通達がそれを侵害するというものである。</p>
9	<p>仙台地判平 23 年 1 月 20 日裁判所ウェブサイト掲載判例／懲戒処分取消等請求事件／棄却／（記載なし）／（審級関連情報なし）／【1/15/14】／(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、原告主張の権利は、児童がその学習要求を充足するための教育を自己に対して施すことを大人一般に対して要求する権利（以下「子供の学習権」という。最高裁判所昭和 51 年 5 月 21 日大法廷判決・刑集 30 卷 5 号 615 頁参照）を充足することを目的として法的に保護されるものといえることができるから、原告主張の権利が子供の学習権と矛盾、対立するような場合には、本件小学校校長らが、子供の学習権を充足することを目的として合理的な手段、方法をもって原告の上記権利ないし自由に対する制約を加えることも、原告主張の権利に内在する制約として許容されるというべきである。 ・上記解釈を踏まえて検討するに、本件小学校校長らは、原告に対し、本件通信表所見欄のうち、別紙「職務命令違反とされた表現（主張）」欄の表現を、「職務命令として示された表現（主張）」に修正するよう職務命令を発している（争いがない）。まず、上記職務命令の目的について見るに、原告が本件通信表所見欄において、別紙「職務命令違反とされた表現（主張）」欄の表現をしたことによって、本件小学校における教育目標の実現に必要な秩序が維持できなくなるとはおよそ考え難く、上記職務命令は、上記アで説示した通信表の機能に照らし、保護者に学校での児童の学習や生活の様子をわかりやすく伝え、学校と家庭の適切な連携を図ることにより、子供の学習権を充足するという目的を持つものであったと認められる（証人 E 9 頁、弁論の全趣旨）。そこで、次に、本件小学校校長らの職務命令が、子供の学習権を充足するという目的に照らして合理的な手段、方法といえるかを検討するに、上記職務命令は、概ね、国語的使用方法に照らした誤りないし不適切を指摘するもの（別紙の項番 1、2、4、7、10、13 ないし 16、18 ないし 20、22 ないし 24、27、28、30 ないし 35、以下これらを「国語的使用方法に関する職務命令」と総称する。）、記載内容が保護者に伝わりにくいとして表記ないし表現の修正を求めるもの（別紙の項番 5、6、8、9、12、25、26、29、36、37、以下これらを「表現のわかりやすさに関する職務命令」と総称する。）、その他の職務命令（別紙の項番 3、11、17、21）に分類できる。 ・まず、本件小学校校長らの国語的使用方法に関する職務命令について見るに、原告は、本件通信表所見欄に薩摩芋やミニトマトの「生長」と記載したところ、本件小学校校長らは、「生長」という記載が学習指導要領にないことを理由として、これを「成長」に修正するよう職務命令を発している（別紙の項番 2）。しかしながら、学習指導要領は全国的な大綱的基準としての限度で法的拘束力を持つものであって（最高裁判所昭和 51 年 5 月 21 日大法廷判決・刑集 30 卷 5 号 615 頁参照）、その細目については指導、助言たる性質を持つにとどまるものであると解されることに加え、「生長」という表現が、一般的に見ても、教育に関する文書中で用いられていること（甲 5）などの事情に照らせば、児童に「生長」ではなく「成長」を教えなければならないという合理的な理由はないのであって、本件通信表所見欄に「生長」という表現がなされたとしても、子供の学習権の充足という観点から不適切であるとはいえない。また、前後の文脈やその漢字の組み合わせを見れば、その記載の意味は容易に理解できると考えられるから、上記表現によって児童の学校での学習内容が保護者に適切に伝わらないなど、通信表に期待される機能に照らして問題が生じるとも考え難い。 ・実際の教育現場においても、原告は、現在勤務する小学校において常用漢字表にない漢字を使って通信表を作成しても何ら指導等を受けることはないのであって（原告本人 1 頁、2 頁）、児童に対して常用漢字表にある漢字しか使用してはならないということではないから、通信表所見欄に原告の上記の各記載があったとしても、子供の学習権の充足と

	<p>いう観点から不適切であるとはいえない。また、上記の各記載は、いずれも前後の文脈やその漢字の組み合わせから、その記載の意味は容易に理解できると考えられるから、上記の各表現によって、児童の学校での学習内容が保護者に適切に伝わらないなど、通信表に期待される機能に照らして問題が生じるとも考え難い。なお、原告は、本件通信表所見欄に「暈かす」と記載したところ、本件小学校校長らは、この漢字が難しすぎることを理由として（証人E 2 4 頁）、ルビを振るよう職務命令を発している（別紙の項番3 4）。確かに、「暈かす」という漢字は日常的に用いられることは少ないといえるのであって、上記の漢字を読み取ることができない保護者を想定する必要も認められる（甲2 2）から、ルビを振るという指摘それ自体は子供の学習権を充足するという目的に照らして合理的なものであるといい得る。しかしながら、他方において、保護者がその漢字を読み取れなかったとしても、保護者が児童にその記載の意味を尋ね、児童が保護者に対して自らの体験を語ることで、保護者が児童の学習の状況や成長を把握するといった効果も期待できるのであって、このような教育実践も、通信表所見欄の機能を損なうものとはいえない（甲2 2）。以上の事情からすれば、「暈かす」という漢字を読み取ることができない保護者を想定すべきではないかという問題提起や、上記のような教育実践の効果などについての指導、助言、討論などを行うことは、子供の学習権を充足するという観点から、合理的な手段、方法と評価する余地があるといえるが、それらを超えて、職務命令によって「暈かす」という漢字にルビを振ることを職務上義務づけることは合理的な手段、方法であると認め難い。その他、本件全証拠によっても、本件小学校校長らの国語的使用方法に関する職務命令が、子供の学習権を充足するという目的に照らして合理的な手段、方法であると認めるに足りない。</p> <p>・次に、本件小学校校長らの表現のわかりやすさに関する職務命令について見るに、原告は、本件通信表所見欄に鮫の稚魚を「握り締める」と記載したところ、本件小学校校長らは、優しい表現にしたほうがよいとの理由で（証人E 2 4 頁、2 5 頁）、これを「さわる、触れる」に修正するよう職務命令を発している（別紙の項番1 2）。しかしながら、原告は、水族館における校外学習において、鮫の稚魚を握り締め、その手の中で稚魚が力強く身をもがく様子から、生命を感じ、感動したという児童の体験のありのままを保護者に伝えようと意図して上記記載をしたと認められる（甲2 1）ところ、これを「さわる、触れる」に修正すれば、その記載の意味が変わってしまうことは本件小学校校長自身も認めるところであり（証人E 2 6 頁）、その結果、教師が児童の学習成果や生活の状況を保護者に伝えるという通信表の機能が減じられることになって、かえって子供の学習権を充足するという目的に逆行するものといえる（甲2 2）から、上記職務命令が合理的な手段、方法とはいえないことは明らかである。その他、本件全証拠によっても、本件小学校校長らの表現のわかりやすさに関する職務命令が、子供の学習権を充足するという目的に照らして合理的な手段、方法であると認めるに足りない。（ウ） さらに、上記（ア）、（イ）以外の職務命令について見ると、原告は、本件通信表所見欄に「理解を深めたようです」と記載したところ、本件小学校校長及び教頭は理解を深めたかどうかを見極めることが教師の大切な仕事であることを理由として（乙4）、これを「理解を深めました」と修正するよう職務命令を発している。しかしながら、通信表所見欄に「理解を深めたようです」という記載がなされた場合に、保護者からその教師が児童を適切に見ているのかという疑問を抱かれるとは通常考え難く、これにより、教師が児童の学習成果や生活の状況を保護者に伝えるという通信表の機能が損なわれるとも考え難いから、子供の学習権を充足するという目的に照らして合理的な手段、方法であるとはいえない。その他、本件全証拠によっても、上記（ア）、（イ）以外の職務命令が、子供の学習権を充足するという目的に照らして合理的な手段、方法であると認めるに足りない。</p>
10	東京高判平 22 年 1 月 28 日最民集 65 卷 4 号 2038 頁／各損害賠償請求控訴事件／一部取消、請求棄却、控訴棄却／上告／18／【0／6／0】／(c)
11	横浜地判平 21 年 7 月 16 日（出典情報なし）／国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求事件／棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【（要旨情報なし）／3／0】／(c)

12	東京地判平 21 年 3 月 26 日判タ 1314 号 146 頁／懲戒処分取消等請求事件／請求棄却／控訴／7／【0/2/0】／(c)
13	大阪地判平 20 年 12 月 25 日判タ 1302 号 116 頁／自己申告票提出義務不存在確認等請求事件／一部訴え却下、一部請求棄却／控訴／(審級関連情報なし)／【0/2/0】／(c)
14	大阪高判平 20 年 11 月 27 日判時 2044 号 86 頁／地位確認等請求控訴事件／控訴棄却／上告／19／【0/2/0】／(c)
15	大阪地判平 20 年 9 月 26 日判時 2027 号 42 頁／損害賠償請求事件／一部認容、一部棄却／控訴／(審級関連情報なし)／【0/0/0】／(d)
16	札幌高判平 20 年 8 月 29 日(出典情報なし)／懲戒処分取消請求控訴事件／棄却／(上訴等情報なし)／(審級関連情報なし)／【(要旨情報なし)/5/0】／(c)
17	京都地判平 20 年 2 月 28 日(出典情報なし)／分限免職処分取消請求事件／認容／控訴／－／【(要旨情報なし)/1/0】／(c)
18	東京地判平 20 年 2 月 7 日最民集 65 卷 4 号 1974 頁／損害賠償請求事件／一部認容、一部棄却／控訴／10／【0/3/0】／(c)
19	大阪地判平 20 年 1 月 23 日判時 2010 号 93 頁／地位確認等請求事件／棄却／控訴／14／【0/2/0】／(c)
20	東京地判平 18 年 9 月 26 日最民集 63 卷 10 号 2483 頁／教育債務履行等請求事件／棄却／控訴／－／【0/1/0】／(c)
21	東京地判平 18 年 9 月 21 日最民集 66 卷 2 号 522 頁／国旗・国歌斉唱予防訴訟第一審判決／一部認容、一部棄却／控訴／8／【0/3/0】／(c)
22	仙台地判平 18 年 3 月 28 日(出典情報なし)／損害賠償請求事件／棄却／(上訴等情報なし)／(審級関連情報なし)／【(要旨情報なし)/1/0】／(c)
23	大阪高判平 17 年 11 月 24 日判自 279 号 74 頁／オオクチバス再放流禁止義務不存在確認等請求控訴事件／一部却下、一部控訴棄却／確定／29／【0/1/1】／(b) ・控訴人は、本件規定は、みだりに外来魚を殺すという結果を招くもので、教育上の配慮を欠き、子供の 学習権 や親の教育権を侵害するとともに、動物の愛護又は管理に関する法律にも違反する旨主張するが、そのことは、控訴人の利益と関連性のないものであるのみならず、本件規定は、琵琶湖の自然環境を保全するという、上記のとおり正当な目的のために、琵琶湖の外来魚の個体数を低減しようとするものであって、理由なく外来魚の死を生じさせるものではない。
24	東京地判平 17 年 9 月 27 日判自 275 号 10 頁／退学処分取消請求事件／棄却／控訴／(審級関連情報なし)／【0/4/3】／(a) ・本件は、都立高等学校(定時制)に入学した原告が、他の生徒や教職員に対する暴力行為や自ままた行動を繰り返し、他の生徒の 学習権 を侵害する事態を引き起こしており、学校側の指導にもかかわらず、原告には改善の見込みがないとして、被告が、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)11 条、同法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)13 条 3 項 1 号(学生、生徒及び児童に対する懲戒のうち、退学事由の 1 つとして、「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」を挙げている。)に基づき、退学処分としたところ、これが違法であるとして、原告がその取消しを求めた事案である。 ・本件高校では、原告の保護者に対して、連絡帳等の記載や口頭で、原告の前記問題行動をその都度伝えて、改善を求めていた。また、被告は、平成 14 年 4 月 9 日、同年 5 月 17 日、同年 8 月 29 日、同年 11 月 13 日、平成 15 年 2 月 26 日及び同年 3 月 17 日の各日、C 教頭及び F 事務長(以下「F 事務長」という。)とともに、原告の保護者と面談し、原告の前記問題行動を報告してその改善を求めており、平成 14 年 11 月 13 日以降の面談では、他の生徒の 学習権 を侵害するなどしているため、本件高校で原告を教育するのは限界である旨を告げて、養護学校等、他の教育機関に転学することや、職業訓練を受けさせること等を検討するようにも勧告していた。 ・原告は、本件退学処分においては、原告のどのような行為がいかなる退学事由に該当す

	<p>るのか不明である旨主張する。しかし、前記のとおり、本件退学処分を通知した書面には、その理由として、原告が、「平成14年4月10日本校に入学して以来、他の生徒及び教職員に対する暴力行為や自儘な行動が続き、他の生徒の学習権を侵害するなど改善の見込みがないと認められる」旨記載されているほか、被告は原告の保護者に対して、連絡帳等の記載や口頭で繰り返し原告の暴力行為や自まな行動について説明しており、また、被告は、平成15年5月26日付けの回答書によって、学校教育法施行規則13条3項1号の「性行不良で改善の見込みがないと認められる者」に該当することから退学勧告を行ったことを明らかにしているから、本件退学処分の理由となった具体的な行為はもとより、その法的根拠についても、懲戒理由は明らかにされていたものといえることができる。</p>
25	<p>宇都宮地判平17年8月10日（出典情報なし）／廃校処分取消請求事件（2号）、損害賠償請求事件（289号）／却下（2号）、棄却（289号）／（上訴等情報なし）／（審級関連情報なし）／【（要旨情報なし）／5/1】／(a)</p> <p>・乙事件原告らは、甲事件被告らの本件各処分によるA小学校の廃止が手続的及び実体的に違法であり、これによって精神的苦痛を受けたと主張し、甲事件被告らのうち被告市（乙事件被告）に対し、損害賠償を請求している。しかし、まず別紙乙事件原告目録16記載の原告はA小学校の通学区内の住民ではないから、地域住民の学習権を前提としたとしても、被告らの行為によって、同原告に乙事件原告らの主張するような損害が生ずることは認められない。また、上記第3の2(1)で説示したとおり、本件条例が、その余の乙事件原告らの有する、その保護する児童らに市町村が設置する学校において法定年限の普通教育を受けさせる権利ないし利益という具体的権利義務や法的地位に直接影響を及ぼしたとはいえないのであるから、原則として、本件条例等の実体的違法によって、被告市がこれらの原告らに対してこれらの権利ないし利益を侵害することはなく、その精神的苦痛について国家賠償責任を負うことは通常考え難いというべきである。</p>
26	<p>大阪地判平17年7月6日訟月52巻5号1307頁／中国残留孤児国賠訴訟・大阪地裁判決／請求棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【0/1/0】／(c)</p>
27	<p>京都地判平成17年2月22日判時1915号122頁／損害賠償等請求事件／一部認容、一部棄却／確定／－／【0/1/0】／(c)</p>
28	<p>名古屋地判平17年2月9日（出典情報なし）／懲戒処分取消請求事件（公務員労働事件）／棄却／（上訴等情報なし）／（審級関連情報なし）／【（要旨情報なし）／5/2】／(a)</p> <p>・前記認定事実によれば、原告とAとの信頼関係が破たんした原因は、Aが、他の医師に対して、原告が外科学会で発表予定の実験の抄録をねつ造したという趣旨の発言をし、原告がこれについてAをしつ責したことがきっかけとなっていることが推認され、処分理由〈1〉や処分理由〈2〉の行為が、原告とAとの信頼関係が破たんした原因となっているとは認めることができない。したがって、処分理由〈1〉や処分理由〈2〉の行為が、原告とAとの信頼関係が失われたことの原因となり、これによりAが研究環境の劣化によって学習権を侵害され、精神的被害及び研究上の被害を受けたとした本件処分の認定には事実誤認があるといわざるを得ない。</p> <p>・さらに、証拠(乙1)によれば、本件審査決定書には、α大学評議会が認定した「事実」の中に、原告においてAに対する母体保護への配慮を欠いた旨の記載は存しないと認められる。また、本件審査決定書の「事実」には、「4. 同人(原告を指す。)とAさんとの信頼関係が失われたことにより、Aさんは、初期の研究課題である移植免疫に関する研究の遂行が困難となり、平成12年5月中旬、研究課題を変更して、移植研究室から他の研究室(臨床検査部門中央検査室)へ一時的に移った。しかし、Aさんは、移植免疫研究の継続を望んでおり、このような研究環境の劣化によってAさんは、学習権が侵害され、精神的被害及び研究上の被害を受けた。」という記載があること自体は認められるものの、前記(イ)で説示した補足説明の趣旨に照らせば、かかる記載をもって、α大学評議会が、審査評議会委員会の補足説明を実質的に踏まえた事実認定をしたと認めることはできない。</p>
29	<p>大津地判平17年2月7日判時1921号45頁／オオクチバス再放流禁止義務不存在確認等請求事件／一部却下、一部棄却／一部確定・一部控訴／23／【0/1/0】／(c)</p>

30	<p>大阪地判平 16 年 6 月 30 日判自 270 号 43 頁／違法支出公金返還請求事件／棄却／確定／—／【0/1/1】／(b)</p> <p>・ところで、都道府県において地教行法 48 条 1 項の「援助」として職員を派遣するに当たっては、都道府県の財政的事情、他の市町村との権衡、都道府県内の教育水準の維持その他関連する事情を総合的に考慮して、援助を行うかどうか、行うとしていかなる援助を行うかという裁量をすべきものと認められる。なぜなら、都道府県といえども、自らの財政事情もあり、また当該都道府県内の市町村間の教育水準に格差がある場合には、これを当該市町村よりも大局的観点から是正し、都道府県内における教育水準の維持向上を図る必要があり、他方で、市町村には、子どもの学習権を侵害しない範囲で、当該市町村ならではの独自の教育を行うという教育における地方自治の理念を尊重する必要もあるからである。</p>
31	<p>広島地判平 15 年 12 月 16 日（出典情報なし）／損害賠償請求事件／棄却／（上訴等情報なし）／（審級関連情報なし）／【（要旨情報なし）／1/0】／(c)</p>
32	<p>最三判平 15 年 11 月 11 日裁判集民 211 号 451 頁／大田区小学校児童指導要録事件／一部破棄自判、一部棄却／確定／—／【（要旨情報なし）／5/0】／(c)</p>
33	<p>東京高判平 15 年 10 月 1 日訟月 50 卷 7 号 2043 頁／検定教科書履修義務不存在確認等請求控訴事件／一部却下、一部棄却／上告、上告受理申立て／38／【1/3/1】／(a)</p> <p>・控訴人らは、本件において、被控訴人らが検定による記載の変更をしなかったこと等によって、教育の自由、学習権ないしは誤った知識や一方的な観念を押し付けられず、又は特定の歴史観を強制されたり、歴史観の形成について干渉されない人格的利益が侵害されており、この利益は、憲法 13 条、19 条、26 条により法的に保護されているのであるから、不法行為の成立が認められる旨主張するが、上記検討したところに照らすと、独自の見解であるというべきであり、採用することができない（憲法 13 条を根拠とする権利も、同 26 条と併せて子どもの学習をする権利に関係する限り、同 26 条について上記で検討したところと同様に一般的、抽象的権利である。また、控訴人らが内心においていかなる国家観、歴史観等を持つと完全に自由であるのは当然のことであり、本件各教科用図書が採択され、生徒に給与され、中学校の教育において使用されたことが、特定の思想を抱くことを禁止したり、抱いている特定の思想の表明を強制したりすることにならないことは明らかであるから、控訴人らが主張する被控訴人らの行為によって憲法 19 条が保障する控訴人らの権利ないし利益が侵害されることはないというべきである。）。</p>
34	<p>広島高判平 14 年 11 月 27 日判タ 1145 号 208 頁／損害賠償請求控訴事件／控訴棄却／確定／—／【0/1/0】／(c)</p>
35	<p>東京高判平 14 年 5 月 9 日判時 1832 号 119 頁／謝罪広告等請求控訴事件／控訴棄却／上告／—／【0/5/2】／(a)</p> <p>・控訴人は、本件職務命令は、C 川高校の生徒の学習権を侵害している旨を主張する。しかし、本件職務命令は、特定の立場での政治的見解が強調され、学習指導要領にも反する本件回想文を、新入生に配布する生徒会誌に掲載しておくことが不適切であるからこそ、その切り取りを命じたというものであって、前記のとおり、教育上その必要性があり、制限も合理的で必要やむを得ない限度のものといえるのであるから、生徒の学習権を何ら侵害するものではない。したがって、控訴人前記主張は理由がない。</p>
36	<p>大阪高判平 14 年 3 月 14 日判タ 1146 号 230 頁／損害賠償等請求控訴事件／控訴棄却／上告、上告受理申立／45／【0/2/1】／(a)</p> <p>・本件は、知的障害を有する児童である控訴人甲野太郎（以下「控訴人太郎」という。）及び控訴人甲野次郎（以下「控訴人次郎」という。）の両名（以下「控訴人児童ら」という。）が、就学していた大阪市立〇〇小学校の校長が教育環境の整備を怠ったため不登校の状態となった上、同校長が不登校状態となった控訴人児童らの登校に向けた働きかけを怠り、大阪市教育委員会も A 校長らに対する不登校状態の解消等に向けての適切な指導等を怠ったため、長期間にわたり不登校状態を余儀なくされて、その学習権を侵害され、また、控訴人児童らの保護者（父母）である控訴人甲野一男（以下「控訴人一男」という。）</p>

	及び控訴人甲野花子（以下「控訴人花子」という。）の兩名（以下「控訴人両親」という。）も、同小学校校長及び同教育委員会のこれらの所為によりその教育権が侵害された上、同小学校の教員や同教育委員会の担当主事の発言によりその名誉を侵害されたなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人大阪市に対し、控訴人太郎及び控訴人次郎についてはそれぞれ325万円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成9年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、控訴人一男及び控訴人花子についてはそれぞれ125万円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成9年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求めるとともに、控訴人一男及び控訴人花子において民法723条に基づく名誉回復措置としての謝罪文書の掲載を求めた事案である。
37	名古屋地判平14年1月30日（出典情報なし）／退去強制令書発付処分等取消請求事件（63号）、在留期間更新許可取消処分等無効確認請求事件（5号、16号）／棄却／（上訴等情報なし）／（審級関連情報なし）／【（要旨情報なし）／5/2】／(a) ・本件は、短期滞在の在留資格で本邦に入国後、日系3世として定住者の在留資格への変更許可及び在留期間の更新許可を得て日本に滞在していた外国人男性である原告夫並びにその妻子である原告妻、原告長男及び原告次男（以下、同原告3名を併せて「甲事件原告ら」という。）が、原告夫が日系3世ではなく、上記在留資格取得の基礎となった証明書類が偽造文書であったために、いずれも遡って在留資格変更許可、在留期間更新許可及び在留資格取得許可を取り消され、在留期間の経過に伴い退去強制令書の発付を受けたことから、原告長男及び原告次男は、日本での 学習権 を保障されるべきであり、原告妻もその母親であるから、同原告らに対してはいずれも在留特別許可がなされるべきであったにもかかわらず、被告法務大臣は、裁量権を濫用し、平等原則に違反して、同原告らに対して請求の趣旨1項記載の裁決を行ったものであるから、同裁決は違法であり、被告名古屋入国管理局主任審査官（以下「被告主任審査官」という。）が行った請求の趣旨2項記載の処分も、違法な請求の趣旨1項記載の裁決に基づくものであることから違法であるとして、上記各処分の取消しを求める（甲事件）とともに、被告法務大臣が原告夫に対してした請求の趣旨4項記載の処分は、取消理由が明らかに誤っている等の理由から無効であり、被告主任審査官が行った請求の趣旨3項記載の処分も、無効な上記処分に基づくものであること及び原告夫の錯誤による口頭審理放棄の申出を前提とするもので手続的にも違法があることなどから無効であるとして、これら処分の無効確認を求めた（乙、丙事件）抗告訴訟である。 ・この点につき、甲事件原告らは、裁量権濫用の事情として原告長男及び原告次男の 学習権 について主張しているところ、なるほど、原告長男は、わが国において小学校の教育課程を終了して現在中学校に通学中であり、ペルーに帰国した場合、環境の変化や生活習慣、言語の問題によりある程度の困難に直面することが予想されないではない。しかしながら、このような事態はひとり原告長男のみに発生するものではなく、父母の海外勤務等に伴って適応のための努力を余儀なくされている者は多数存在するのであるから、学習や生活の上で決定的な支障となるとは考え難い。
38	東京地判平13年12月6日（出典情報なし）／検定教科書履修義務不存在確認等請求事件／一部却下、一部棄却／控訴／33／【（要旨情報なし）／7/0】／(c)
39	東京地判平13年12月4日判時1791号3頁／国立マンション除却命令等請求事件第一審判決／一部認容、一部却下／控訴／－／【0/3/0】／(c)
40	富山地判平13年9月5日判時1776号82頁／損害賠償請求事件／棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【0/2/0】／(c)
41	東京高判平13年5月30日判時1778号34頁／戒告処分取消等請求控訴事件／控訴棄却／上告／－／【0/3/0】／(c)
42	大津地判平13年5月7日判タ1087号117頁／戒告処分取消等請求事件（3号）、減給処分取消等請求事件（4号）／棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【0/1/0】／(c)
43	大阪高決平13年4月26日判タ1092号170頁／仮処分申立却下決定に対する抗告訴訟

	／一部認容、一部却下／確定／－／【0／1／0】／(c)
44	<p>名古屋高判平 12 年 6 月 29 日最民集 57 卷 3 号 265 頁／損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件／控訴棄却、附帯控訴棄却／上告／－／【0／1／1】／(b)</p> <p>・子ども（未成年者）は、未来における可能性を秘め、その成長の過程において他からの影響によって人格形成が大きく左右される可塑性を持つ存在であることは何人も承認するところである。最高裁昭和五一年五月二一日大法廷判決（刑集三〇卷五号六一五頁）も、憲法二六条にいう「教育を受ける権利」に関連して、「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自分の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習をすることのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる」としており、子ども（未成年者）は成長発達の過程にあることを根拠に人格形成に必要な学習をする権利、いわゆる学習権を有することを肯定しているところである。</p>
45	<p>大阪地判平 12 年 2 月 17 日判時 1741 号 101 頁／損害賠償等請求事件／請求棄却／控訴／36／【0／12／9】／(a)</p> <p>・本件は、知的障害を有する原告一郎及び原告次郎の両名（以下「原告児童ら」という。）が、S 小学校長及び大阪市教育委員会による教育環境の整備が不十分であったためにいわゆる不登校の状態になるとともに、右不登校に対処するために原告三郎及び同花子の両名（以下「原告両親」という。）が、S 小学校長及び現場教諭らと交渉を行った際、誹謗中傷されたとして、原告らが、被告に対し、原告児童らに対する学習権侵害並びに原告両親に対する教育権及び名誉権の侵害を理由にそれぞれ国家賠償法一条に基づく損害賠償を求めるとともに、原告両親が、被告に対し、それぞれ民法七二三条に基づく名誉回復措置を求めた事案である。</p> <p>・そして、現代社会における経済的、技術的、文化的発展と社会の複雑化に伴う教育要求の質的拡大及び量的増大に伴い、公共の施設を通じて組織的かつ計画的に行ういわゆる公教育制度の整備を通じて右国の責務が果されていることに照らすと、憲法二六条が保障する子どもの学習権とは、国家に対し、合理的な教育制度と施設を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利であると解するのが相当であり、右学習権は、公共の教育施設の整備状況や経済的、技術的、文化的発展に伴う社会の変化等により自ずと変化すべき相対的な内容を有するものであって、その内容は立法府の裁量に相当程度委ねられているというべきである。したがって、憲法二六条に基づく国の責務から、当然に、小学校長に対する本件教育環境整備義務を認めることはできず、小学校長が負う教育環境整備義務の内容は、憲法規範を具体化した関係諸法令によって定めるというべきである。</p> <p>・前項の子どもの学習権の内容を具体化するために国は、現行の教育関連法令を通じて、次のとおり(1)小学校へ就学制度、(2)小学校における具体的な教育計画の策定手続、(3)小学校における教員配置の決定手続、(4)小学校における訪問教育制度などを設け、その権能の一部を小学校長に授権している。</p> <p>・前記(一)の子どもの学習権及び親の教育の自由の内容並びに子どもの学習権を具体化するための国の責務等に関する前記(二)の関係諸法令の内容を前提とすると、原告らの主張する本件教育環境整備義務については次のとおり解するのが相当である。</p> <p>・前記(二)(1)において判示したとおり、市町村の教育委員会から児童の就学予定校として指定を受けた場合、小学校長は、就学予定児童が心身の故障等から教育上特別な取扱いを要する児童か否かを判断し、当該児童を特殊学級に入級させるか否かを決定すべき権限を有するとされている（学教法二八条三項）ことに照らすと、法は、障害を有する児童について普通学級で授業を受けさせないことも認めているというべきであるから、障害を有する児童について常に普通学級で授業を受けさせるべき義務を認めることはできない。しかし、右小学校長の権限は、子どもの学習権を具体化するための国の権能を授権されたものであるところ、前記(一)のとおり、憲法二六条が、国に与えている教育内容の決定権限は、子どもの成長の利益及びこれに対する社会公共の利益と関心にこたえるため必要</p>

	<p>かつ相当な範囲にとどまるものであることに照らすと、右小学校長の権限も全くの自由裁量であると解することはできず、小学校長は、科学的、教育的、心理学的、医学的見地から諸般の事情を考慮して総合的に評価した上で、当該障害を有する児童を特殊学級に入級させるか否か決定すべき義務（以下「教育環境整備義務（一）」という。）を負っている」と解すべきである。なお、親の教育の自由については、主として家庭教育にとどまり、学校等の選択に関する自由を有するにとどまるものであるところ、特殊学級に入級させるか否かの判断は、右のとおり、科学的、教育的、心理学的、医学的見地からの専門的判断を要するから、親には、子どもを特殊学級に入級させるか否かを選択する自由まではないと解するのが相当であり、小学校長が、この教育環境整備義務（一）を怠った場合、子どもの教育を受ける権利を侵害することはあっても、親の教育の自由を侵害することはないと解される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記（二）（2）において判示したとおり、小学校に設置された特殊学級の教育課程については、普通学級の教育課程に準じるものとし、特に教育課程を設けることができるとはされているものの、これを設ける義務を課してはいけない。これは、特殊学級に所属する障害を有する児童は、その障害の程度に応じて特別の配慮が必要とされるが、その程度は障害の程度に応じて千差万別であり、一定の教育課程を定めることが著しく困難であることにかんがみたるものと思われる。また、個々の児童の教育の在り方については、前記（一）の子どもの学習権の性格上、子どもの個性に応じたより弾力的な対応が要請され、教師の自由な創意と工夫がより強く必要とされることとなる。 ・前記（二）（4）において判示したとおり、学教法七五条は、疾病により療養中の児童に対して、教員を派遣して訪問教育を行うことができると規定しているが、右以外の理由により不登校に至った児童について個別に訪問教育を行う制度は、現行法令上設けられていないのであるから、前記（一）に判示したとおり、子どもの学習権が立法による具体化を待たなければ実現できない性格のものであることに照らすと、原則として、小学校長が、不登校となった児童に対し登校に向けて働きかける義務は認められないというべきである。しかし、前記（一）に判示したところによれば、現代社会においては、子どもの教育を受ける権利の実現において公教育制度が極めて大きな役割を果しているのであるから、当該児童が、その在籍する小学校の教職員による違法な作為ないし不作為によって登校を拒絶するに至った場合等特段の事情が存する場合には、小学校長は、当該児童が再度登校をすることができるよう何らかの措置を講じるべき義務（以下「教育環境整備義務（三）」という。）を負うと解するのが相当である。
46	<p>東京高判平 11 年 11 月 15 日 労判 788 号 60 頁／横浜市（並木第 1 小学校）事件／棄却／確定／—／【0/5/2】／(a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかし、校長室登校は学校教育上通常予定されている教育方法ではなくこれを長期間続けることが望ましくないことは明らかであるから、児童の学習権を保障し適正な学校教育の実施について責任を負う校長としては、児童の校長室登校を決定するについて、まず事実関係を正確に把握した上、児童を校長室登校させる必要性の有無及び期間はもとより、これが児童及び本件小学校全体の教育に及ぼす影響、更には校長室登校をした後児童をいっどのようにして教室に復帰させるか等の将来的な展望等を十分検討して慎重に判断すべきものである。……（中略）……。このようにみると、b 校長が本件児童を登校させようと考えて本件児童を校長室登校させる旨決定したことは校長の責務を果たしたものと評価できる反面、右決定に至る手続の過程においては、事実関係の把握において十分でなく校長室登校が本件児童及び本件小学校全体に及ぼす教育上の影響や将来的な展望等の検討及び担任教師に対する配慮を欠いていたといわなければならない。 ・控訴人は、被控訴人の夫から長期療養休暇の申出があったのでそれに基づいて本件処分をした旨主張する。しかし、前記認定の事実経過からすると、b 校長は被控訴人が本件児童を教室に受け入れない態度を変えることは不可能であり本件児童を教室に戻すためには被控訴人を担任から外す以外に方法はないと判断しこれを理由として本件処分をしたものと認めるのが相当であり、被控訴人の夫が長期療養休暇の申出をしたのは被控訴人が

	<p>b 校長から担任を外すと言われて精神的に変調を来した結果を踏まえたものであるから、これを処分の理由とみるべきものではない。また児童の学習権を保障しない教師を担当から外すことは学校教育の目的に反しない旨の控訴人の主張が被控訴人について当たらないことは前記認定の事実関係から明らかである。</p>
47	<p>横浜地判平 10 年 4 月 22 日判時 1640 号 3 頁／高等学校公民科現代社会教科書検定訴訟第一審判決／一部認容、一部棄却／控訴／－／【0/2/2】／(b)</p> <p>・しかしながら、子どもの教育内容に対する決定主体を明定しない憲法二六条の解釈としては、子どもの成長に対する社会公共の利益と関心に関係する国民全体の意思、教育の機会均等に対する憲法上の要請、全国的に実施される普通教育における特有の問題など多方面の要素を考慮する観点が必要であり、子どもの学習権と教育要求を十全に充足する最も有効なシステムは何かという観点のみで右の憲法解釈を導き出すことはできない(もっとも、右のような観点の必要性は、それ自体は否定されるべきものではないが、それは専ら教育政策等で取り上げられるべき問題であると考えられる。)。前述のとおり、憲法解釈において、国に一定の範囲の教育への介入権ないし教育内容決定権能を認めることは、直ちに教育の現場における創意、自主性、主体性を妨げることにはならず、また、文部大臣による教科書検定制度の実施が、教師ないし教科書執筆者の有する「教育の自由」を妨げるものではないことは、前述したとおりである。</p> <p>・すなわち、検定基準が右のような概ね概括的、抽象的な性質を有してこそ、教科書執筆者の創意工夫を生かし、多様な教科書を生み出す余地を広げることにもなり、ひいては子どもの憲法上の学習権に應えることにもつながるとも考えられる。逆に、具体的で一義的な基準を設定することは、文部大臣の裁量権に対する羈束の在り方は明確となるが、反面で、教科書の画一化を促進することにもなりかねず、教育政策上重大な問題を生じさせる恐れがあるとも考えられる。</p>
48	<p>横浜地判平 10 年 4 月 14 日判タ 1035 号 125 頁／神奈川県教育委員会（平塚養護学校）事件／一部棄却、一部却下／確定／－／【0/1/0】／(c)</p>
49	<p>高松地判平 10 年 3 月 17 日判タ 988 号 170 頁／停学処分取消請求事件／却下／確定／－／【0/3/0】／(c)</p>
50	<p>東京高判平 9 年 9 月 16 日判タ 986 号 206 頁／東京都青年の家事件／原判決変更、一部認容、一部棄却／確定／63／【0/1/0】／(c)</p>
51	<p>浦和地判平 9 年 8 月 18 日行裁例集 48 巻 7・8 号 562 頁／行政情報非公開決定処分取消請求事件／棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【0/1/1】／(b)</p> <p>・原告は、親はその教育権に基づいて子の教育に関する情報を知る権利を有しており、あるいは、憲法一三条、二六条から親の子の教育情報開示請求権が直接導かれると主張する。しかしながら、親の教育権という概念自体がその憲法上の根拠規定、権利の内容、就中これから派生する権能を巡って議論があるところであって、親の教育権を認めうるとしても、その権能として、実定法の規定がなくとも親の子についての教育情報の公開を請求しうる具体的権利が発生するとまで解することはできない。また憲法一三条の規定は国家に対する政策的目標を定めたものであって、右規定から直接個別具体的な国民の請求権が発生するとは解しえず、また憲法二六条によって子供の学習権が認められるけれども、右規定から直接親の子の教育情報開示請求権が発生すると解することはできない。</p>
52	<p>横浜地判平 9 年 1 月 16 日判タ 953 号 115 頁／転任処分取消請求事件／却下／控訴／－／【0/1/0】／(c)</p>
53	<p>大阪高判平 8 年 9 月 27 日判タ 935 号 84 頁／情報開示不作為の違法確認等、調査書非開示処分取消請求控訴事件／控訴棄却／確定／62／【0/4/0】／(c)</p>
54	<p>東京地判平 8 年 9 月 19 日判タ 941 号 164 頁／東京都教育委員会（転任処分）事件／棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【0/6/0】／(c)</p>
55	<p>東京地判平 8 年 9 月 17 日判タ 919 号 182 頁／損害賠償等請求事件／一部認容／確定／－／【0/1/0】／(c)</p>

56	最一判平8年7月18日裁時1176号1頁／修徳高校パーマ退学訴訟上告審判決／棄却／確定／72,79／【0/5/0】／(c)
57	大阪地判平8年3月29日労判701号61頁／大阪市(市立鯉江中学校)事件／棄却／控訴／－／【0/1/0】／(c)
58	東京地判平8年1月26日判時1568号80頁／損害賠償請求事件／棄却／控訴／(審級関連情報なし)／【0/2/0】／(c)
59	福岡地判平7年3月14日最民集58巻3号700頁／中嶋学資保険訴訟／一部訴訟終了宣言・一部却下(29号)、一部棄却(678号)／控訴／－／【0/2/1】／(a) ・本件は、生活保護を受けていた原告豊治(訴訟中に死亡)及びその子である原告明子、同知子において、「原告豊治は、被告福岡市から生活保護費を受給していたが、これを節約して原告明子、同知子の学資保険に積み立てていたところ、被告福岡市の生活保護担当職員らが右学資保険の解約を強要し、被告東福祉事務所長は、その返戻金を収入として認定した上、生活保護法五六条の正当の理由なく生活保護費減額の変更処分をし、これにより原告らの 学習権 、教育の 自由 、生存権等を侵害した。」と主張して、被告東福祉事務所長に対し、右変更処分の取消しを求める(第一事件)とともに、被告国及び同福岡市に対し、国家賠償法一条一項に基づき慰謝料等の損害賠償の支払いを求めた(第二事件)事案である。
60	大阪地判平7年1月27日判時1561号36頁／卒業認定確認等請求事件／一部認容、一部棄却／控訴／－／【(要旨情報なし)／1/0】／(c)
61	大阪高判平6年12月22日最民集50巻3号517頁／「エホバの証人」高等専門学校生進級拒否・退学処分取消請求訴訟控訴審判決／取消自判／上告／70／【0/15/0】／(c)
62	大阪地判平6年12月20日判時1534号3頁／高槻市内申書非開示処分取消訴訟第一審判決／一部却下、一部認容／控訴／53／【0/6/2】／(a) ・原告は、憲法一三条及び本件条例一三条により認められる自己に関する情報をコントロールする権利に基づき、個人にかかわる情報を記載した調査書は、当然に本人に開示されるべきであると主張し、また、調査書は生徒が進学すべき学校を選定する際の貴重な判断資料であるから、憲法二六条により保障される親の教育の 自由 、子供の 学習権 に基づき、開示されるべきであるとも主張し、さらに、調査書の開示請求に応じないことは、国際人権規約(B規約)一七条や子どもの権利に関する条約二八条に反すると主張するが、本件条例で定められている情報開示請求権は、憲法や右各条約から直接導き出されるものではなく、本件条例により創設的に認められた権利であるというべきである。したがって、どのようなものを開示請求の対象とするかは、条例の制定権者が諸種の事情を検討、総合判断し、その裁量において決定すべき事柄であり、原告に本件調査書の開示請求権があるか否かは、右制定権者が定めた本件条例の趣旨・文言に即して決せられるべき問題であって、調査書についても、自己情報のコントロール権、あるいは、教育の 自由 ・ 学習権 に基づき、当然に本人に開示されるべきであるとはできない。
63	東京地判平6年3月30日判時1509号80頁／損害賠償請求事件／一部認容、一部棄却／控訴／50／【0/1/0】／(c)
64	旭川地判平5年10月26日訴月40巻10号2464頁／特殊学級入級処分取消訴訟第一審判決／一部却下、一部棄却、一部認容／控訴(控訴棄却)／－／【0/5/4】／(a) ・したがって、憲法二六条一項の「教育を受ける権利」を子どもの学習する権利を中心として考えなければならないとしても、同条が、子どもに対し、自己に施されるべき教育の環境ないし教育内容を、当該子ども自らが決定する権能まで付与したものであるとの解釈は、前述した同条の社会権的性格に照らし、到底導き出すことができない。また、実質的に考えても、子どもが 学習権 の主体であるからといって、人格の未熟を前提にその完成を目指すために教育を受ける子どもが、自ら教育環境も含めた教育内容を決定できるという議論は、およそ健全な社会常識に合致しないものと思料される。 ・思うに、心身障害を有する子どもの教育は、子どもが人間として、生産的・社会的な労

	<p>働をし、生存が満たされていくための見通しを持たせ、また、現在及び将来の主権者として民主主義の担い手たることを可能ならしめ、更には、前記子どもの学習権の要請を満たすこと等を目的とした学習・発達の機会の保障と、そのための心身障害の軽減・克服を、同時に学校教育という場において実践するものであり、心身障害を有する子どもに対して適切な教育を施すためには、その能力・特性等及び障害の種類や程度等に即応できるような多様な教育の場又は形態が用意されなければならないのである。</p> <p>・以上、要するに、心身障害を有する子どもに対する学習権保障のあるべき内容は、憲法二六条の規定から自動的に決まる問題ではなく、その時々におけるいわゆる障害児教育に関する科学と実践及び学校教育体系全体とのかかわりにおける様々な評価や、これらについての利害関係者の議論を踏まえた上で、極めて合目的に判断されるべき事柄である。</p> <p>・国家は、憲法二六条が保障する国民の教育を受ける権利を保障するため、国民に対して同条の保障する教育を受けられるよう施設その他の条件を整えるべき責務を負うと解すべきところ、かかる責務をいかに遂行すべきかについては立法の判断するところに依拠せざるを得ず、また、公教育としての中学校において、子どもに対し、いかなる内容の教育を施すかについての決定についても、親や教師の権利ないし自由の及ぶ領域以外の事項について、国の立法判断に委ねられていると解すべきであること、及び、このことが心身障害を有する子どもに対する学習権の保障を具体的な制度及び施設の下で実現する上でも同様であることは、前記（一）で説示したとおりである。</p>
65	浦和地川越支決平5年9月3日判時1477号96頁／ゴルフ場建設工事差止仮処分申請事件／却下／抗告／（審級関連情報なし）／【0/1/0】／(c)
66	大阪地判平5年9月3日判時1494号130頁／損害賠償請求事件／一部認容、一部棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【0/1/0】／(c)
67	東京高決平5年3月31日判タ824号123頁／執行停止申立却下決定に対する抗告事件／抗告棄却／（上訴等情報なし）／—／【0/1/0】／(c)
68	神戸地判平5年3月29日判時1498号106頁／損害賠償請求事件／請求棄却／確定／—／【0/0/0】／(d)
69	<p>福岡高宮崎支判平5年3月22日判タ813号146頁／宮崎県立大宮第二高校懲戒処分取消請求訴訟控訴審判決／控訴棄却／確定／87／【0/2/1】／(a)</p> <p>・〈書証番号略〉、原審証人浜田宣弘の証言によると、被控訴人の主張5（二）の事実が認められる。右認定に反する原審における一番原告小野本の供述は、前掲証拠に照らし採用できない。この点について、控訴人らは、右は生徒間の無用の混乱を回避し、整然とした行動をとらせるためのやむをえない措置であったと主張するが、控訴人らの授業放棄自体が違法であるうえに、右行為は授業を受けている生徒の学習権を侵害するものであるから、右主張は到底採用できない。</p>
70	<p>神戸地判平5年2月22日行裁例集45巻12号2108頁／エホバの証人信徒公立高専原級留置処分事件第一審判決／請求棄却／控訴／61／【2/6/6】／(b)</p> <p>・被告は、信教上の理由により体育における剣道実技の履修を拒絶した原告らについて、体育の単位を認定せず、原告らに対して第二学年への進級を拒否する旨の処分をした。そこで、原告らは、被告が、信教上の信条に反するために参加できない原告らに剣道実技の履修を強制し、それを履修しなかった原告らに代替措置を採らずに欠課扱いをして体育の単位を認定せず、原告らを原級に留置する処分までするのは、信教の自由を侵害するものであり、信条による不当な差別を禁じて教育の機会均等をうたった教育基本法三条、九条一項、憲法一四条に違反し、ひいては原告らが神戸市立工業高等専門学校（以下「神戸高専」という。）の学生として教育を受ける権利や学習権を侵害するもので違憲違法であると主張して、右各処分の取消しを求めた。</p> <p>・原告らは、神戸高専において、「進級及び卒業の認定は進級、卒業認定会議の審議を経て校長がこれを決定する。」、「学校は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し懲戒を加えることができる。」と規定し、進級拒否及び退学処分について校長の権限としているのは、進級、卒業の認定あるいは退学処分が学校内規等により機械的に処理される</p>

	<p>のを避け、具体的な事案に即して、学生の学習権を侵害しないよう、校長以下の教員の慎重な検討に委ねて、その最終的な責任・権限を校長に求める趣旨のものであるのに、被告は、学則ないし規定という学校側の管理必要上一方的に定められたにすぎないものを原告らに対して漫然と機械的に適用し、明らかにその裁量権を逸脱したものである旨主張する。しかし、被告は、これらの規定を漫然と適用したのではなく、これらの問題を慎重に検討するために、二回にもわたる進級認定会議を開催して教員の意見を集約し、十分に審議したうえで、本件処分に至ったものであるから、漫然と処分をしたという原告らの主張は理由がない。また、剣道拒否及びそれに対して優遇措置をとった場合に他の学生間に広がる不公平感や動揺なども決して軽微なものということとはできず、本件処分が要考慮事項を考慮しなかったということもできない。</p> <p>・原告らは、原告らが学生として憲法二六条や教育基本法三条に基づく教育を受ける権利、さらには、信教の自由を含む精神的自由の人権を十分尊重されたうえ、公正、平等な教育上の評価を受け、進級し、各学年の教育を受けることができるという内容を持った学習権が認められているが、被告が代替種目の履修を認めずにした本件処分によってその学習権が侵害されたと主張する。確かに、憲法二六条が子供の学習権を規定しているのは原告らの主張するとおりであり、また、教育はその権利の充足を図りうる立場にある者の責務と解される。しかし、そのことから、教育内容を誰がどのように決定するかが当然に導き出されるわけではなく、高等専門学校における教育内容は、前述のとおり、国の定める大綱に従って教師が裁量的に決定すべきものである。そして、神戸高専においては、裁量権の逸脱及び濫用もなく、教育内容が適正に決定され運用されているのであるから、そのために、不利益が生じたとしても、学習権が侵害されたとすることはできない。</p>
71	<p>佐賀地判平 5 年 2 月 19 日判自 116 号 30 頁／就学権確認等請求事件／棄却／控訴／—／【0/4/0】／(c)</p>
72	<p>東京高判平 4 年 10 月 30 日判時 1443 号 30 頁／修徳高校パーマ退学訴訟控訴審判決／控訴棄却、拡張請求棄却／上告／56, 79／【0/5/5】／(b)</p> <p>・学校を設置する目的は、あくまでも子どもの教育を受ける権利ないし学習権を保障することにあり、右のような目的を達成するのに必要な限度で、学校には自律的な校則制定権能が認められる。</p> <p>・そして、教育は、個人の尊厳、真理、平和を求め、個性豊かな人格の完成を目指して行われなければならない。子どもは、そのような教育を要求をする権利、人格の完成を目指して学習する権利を有しているのであるから、教師、学校の行う懲戒は、生徒の人格の完成、学習権の充足にとって必要な場合にのみ、その目的に沿うように十分配慮した上で行われなければならない。学校教育においては、すべての生徒の人権、人格的成長発達のための学習権が保障されなければならないから、学校において集団での学習が成り立つためには、他人の人権、学習権を侵害しないという最低限のルールは守られなければならない。ここに、強制の契機を伴った制裁措置である懲戒が教育上正当化される根拠がある。</p>
73	<p>大阪高決平 4 年 10 月 15 日判時 1446 号 49 頁／執行停止申立却下決定に対する即時抗告事件／抗告棄却／特別抗告／74／【0/2/0】／(c)</p>
74	<p>神戸地決平 4 年 6 月 12 日判時 1438 号 50 頁／行政処分執行停止申立事件／却下／抗告／73／【1/3/3】／(b)</p> <p>・申立人は、さらに、教育を受ける権利、学習権が侵害を受けたと主張する。憲法二六条は、子供の学習権を規定しており、教育はその権利の充足を図りうる立場にある者の責務と解されるが、そのことから、教育内容を誰がどのように決定するかが当然に導き出されるわけではなく、国の定める大綱に従って教師が裁量的に決定すべきものであることは、前述したとおりである。そして、神戸高専においては、裁量権の逸脱及び濫用もなく、教育内容が適正に決定され運用されているのであるから、そのために、不利益が生じたとしても、学習権が侵害されたとすることはできない。</p>
75	<p>名古屋地判平 4 年 3 月 30 日判タ 796 号 165 頁／愛知県人事委（旭野高校・'90年申立て）事件／請求棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【0/1/0】／(c)</p>

76	浦和地判平3年12月16日判タ786号155頁／退学処分取消請求事件／請求棄却／確定／—／【0/1/0】／(c)
77	高松地判平3年9月30日判タ859号190頁／転任処分取消等請求事件／（一部却下、一部棄却）／控訴／—／【（要旨情報なし）／1/0】／(c)
78	最三判平3年9月3日判時1401号56頁／損害賠償請求事件／上告棄却／確定／89／【0/3/0】／(c)
79	<p>東京地判平3年6月21日判時1388号3頁／修徳高校パーマ退学訴訟第一審判決／一部棄却、一部却下／控訴／56, 72／【0/14/4】／(a)</p> <p>・原告は、生徒に対する懲戒は、当該行為が生徒集団に対する教育、指導の成立を危うくし、他の生徒の学習権を侵害するような場合及び当該行為を懲戒の対象とすることが本人の利益を確保するために必要な場合のみ正当化され、後者の場合は何が本人の利益かの判断が困難であるから非強制的な助言指導により目的を達成すべきであるとの理解に立ち、本件運転免許取得制限校則及びパーマ禁止校則に違反することは、他の生徒の権利を侵害するものではないから、懲戒の根拠たり得ないと主張し、また、校則違反を懲戒処分に直結させていること自体が違法である旨主張する。しかし、懲戒処分及び事実上の懲戒は、学校の内部規律を維持し、教育目的を達成するために認められる自律作用であるから、教育目的を達成するために必要かつ合理的な制約であるなら、右制約に違反したことを理由に懲戒を行うことができるというべきであって、前記のとおり、本件運転免許取得制限校則及びパーマ禁止校則は無効ということとはできないのであるから、右各校則に違反することは、懲戒の根拠となり得るものというべきである。また、いかなる行為によって教育目的の達成が阻害されるかの判断は各学校の判断に委ねられ、学校の規律の弛緩自体がひいては生徒の学習権等を阻害することにつながるとの判断に立って、現実の学習権侵害等が発生する以前の段階において懲戒権を行使することも、同様に一つの選択として是認される。</p> <p>・学校が生徒に対し事実上の懲戒措置をとる場合には、生徒の学習権を保障するために、公正な手続によるべきことが要求されると解され、とりわけ本件勧告のように生徒にもたらす不利益が大きい措置をとる場合にはより慎重な手続によることが求められ、自主退学勧告においては、勧告を受ける生徒に対し勧告の理由を認識させ、それに対する弁明の機会を保障することが最小限度必要であると解される。しかし、自主退学勧告の決定が諸般の要素を勘案してなされる教育的判断である以上、その判断は学校の方針に基づく具体的・自律的判断に委ねざるを得ないのであるから、勧告する以前に説得指導を行うことなどその他の手続要件については、それを欠くことが直ちに当該勧告の違法性をもたらすと解することはできず、当該勧告に至った手続過程全体に合理性が認められない場合に初めて勧告が違法性を帯びると解すべきである。</p>
80	<p>神戸地決平3年5月16日判タ775号75頁／執行停止申立事件／却下／抗告／—／【2/7/3】／(a)</p> <p>・申立人らは、教育を受ける権利、学習権の侵害を主張する。憲法二六条は、子供の学習権を規定しており、教育はその権利の充足を図りうる立場にあるものの責務と解されるが、そのことから、教育内容を誰がどのように決定するかが当然に導き出される訳ではなく、国の定める大綱に従って教師が裁量的に決定すべきものであることは、前述したとおりである。そして、神戸高専においては、裁量権の逸脱及び濫用もなく、教育内容が適正に決定され、運用されているのであるから、そのために、不利益が生じたとしても、学習権が侵害されたということとはできない。</p>
81	名古屋地判平2年11月30日判タ752号101頁／損害賠償請求事件／請求棄却／確定／—／【（要旨情報なし）／1/0】／(c)
82	神戸地豊岡支判平2年3月28日判時1350号107頁／八鹿高校損害賠償事件第一審判決／一部認容、一部棄却／控訴／（審級関連情報なし）／【0/1/0】／(c)
83	福岡地判平2年3月14日行裁例集41巻3号509頁／教育行政情報非公開決定処分取消請求事件／一部認容、一部却下／控訴／—／【0/4/1】／(a)

	<p>・原告は、現在福岡県内に居住する者であり、昭和二八年東京大学法学部を卒業後、福岡県立高校に勤務するかたわら、昭和四六年に日本教育法学会会員、昭和五六年に全国高等学校教育法研究会会員、常任委員となり、同年福岡県高等学校教育法研究会を結成し、同会長となり、昭和六〇年四月からは西日本短期大学教授となり、現在に至り、主として生徒の学習権保障等をテーマにして教育法の研究をし、研究雑誌等に論文等を発表してきた者である。</p>
84	<p>東京地判平 1 年 10 月 3 日訴月 36 卷 6 号 895 頁／家永教科書検定第三次訴訟第一審判決／一部認容／控訴／－／【0/1/1】／(b)</p> <p>・更に、教科書の著作者（編集者を含む。以下同じ。）についてみても、教科書著作者が憲法二三条により学問の自由を保障され、自らの学問研究の成果を発表する自由を有すること、教科書が学問研究の成果に基づいて作成されなければならないこと、また、かかる教科書が普通教育においてその使用が義務付けられていることからすると、教科書著作者は、各教科内容に関する専門的知識等を有し、子どもの学習する権利の充足を図り得る立場にある者として（教科書発行者も、学習権の充足を図り得る点では同様の立場にあるといえる。）、教師とは異なる形で（教師のような資格要件を必要とされないし、子どもとの直接の人格的接触も存しない。）教育にかかわりを持ち、前示判例のいう「子どもの教育の結果に利害と関心をもつ関係者」に含まれ、教育内容につき発言権を有する者であることは、否定し難い。</p>
85	<p>大阪高判平 1 年 3 月 1 日最民集 44 卷 4 号 713 頁／神戸弘陵学園事件／棄却／上告／－／【（要旨情報なし）/1/0】／(c)</p>
86	<p>最二判昭 63 年 7 月 15 日判時 1287 号 65 頁／麴町中学校内申書事件／上告棄却／確定／101, 108／【0/53/0】／(c)</p>
87	<p>宮崎地判昭 63 年 4 月 28 日判タ 680 号 65 頁／宮崎大宮第二高校事件／請求棄却／控訴／69／【0/3/1】／(a)</p> <p>・この点について、原告らは、生徒間の無用の混乱を回避し、整然とした行動をとらせるためのやむをえない措置であったと主張するが、原告らの授業放棄自体が違法であるうえに、右行為は授業を受けている生徒の学習権を侵害するものであるから、右主張は到底採用できない。</p>
88	<p>東京高判昭 62 年 12 月 16 日行裁例集 38 卷 12 号 1731 頁／進級拒否処分無効確認請求控訴事件／棄却／上告／91／【0/4/1】／(a)</p> <p>・なお、原級留置の場合、当該学年の全科目を再履習しなければならない（教科に関する内規二八条）が、当審における被控訴本人尋問の結果によると、それは、大山高校において学年制を採用していることからくる必然的結果でもあり、このことは文部省の教務必携でも否定するものではなく、他方、再履習の科目については指導要録に二年分を併記し成績の良い方をとるなどの配慮もなされており（同内規）、むしろ、再履習の科目も十分とはいえない要素があるので、繰り返すことにより学習効果の向上が期待でき、決して次段階の学習権を奪うことにはならないものといえることができる。</p>
89	<p>千葉地判昭 62 年 10 月 30 日判時 1266 号 81 頁／損害賠償請求事件／棄却／控訴／78／【0/5/3】／(a)</p> <p>・しかし、学校外における生徒の生活がすべて親の権能の及ぶ家庭教育の範囲内に属するということはできず、学校の設置目的達成に必要な事項、学校の教育内容の実現に関連する合理的範囲内の事項については学校の包括的権能が及び、親の家庭教育の権能が制約を受けると解するのが相当である。けだし、校外活動といっても種々のものがあり、それが学校生活と密接な関係を有し、学校生活に重大な影響を与えるものについては、これに対し学校の権能が及ばないとすると、学校内において統一した教育指導が不可能となり、ひいては他の生徒の有する学習権に対する侵害ともなりかねないからである。</p> <p>・原告はバイクを通じての原告の学習を重視すべきであるとし、三ない原則ならびに本件における学校側の対処の仕方は原告の学習権を侵害するものであると主張する。しかし、前述のように、原告は本校が三ない原則を採用していることを承知の上本校に入学した以</p>

	上、学校の規則に従うべきことは当然であり、規則違反を理由に処分を受けたとしても原告の 学習権 が侵害されたということができないのは勿論である。
90	名古屋地判昭 62 年 4 月 15 日判時 1261 号 121 頁／愛知県教育委員会南中学校事件／棄却／確定／－／【0/3/3】／(b) ・また、原告は、子どもの教育を受ける権利（憲法二六条）に対応するものとして、教師は教育の 自由 、教育権がある旨主張する。確かに、憲法の右規定は、一面、子どもたちが民主社会の一構成員として成長、発達し、人格を完成実現するために必要な教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利としてのいわば 学習権 を認めたものと解されるのであり、換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず子どもの学習する権利に対応してその充足をはかることのできる立場にある者の責務と考えるべきものである旨を定めたものと解されるのである。したがって、子どもの教育に関し、子どもが独立の人格として成長することを妨げるような公権力や一部の外部の勢力による支配、介入の許されないことは言うまでもないことである。しかも、教育に不可欠な人間的主体性とか教育の専門性及びこれにともなう自律性、自主性は十分尊重されなければならないこと等を考えれば、教育を実際に掌る教師には、右のような 学習権 に対応するものとして、広い意味での教育の 自由 、教育権を觀念することができる。しかしながら、このような子どもの 学習権 に対応するものとして教師の教育の 自由 、教育権を考慮することができるからといって、このことから直ちに原告の主張するような極めて広範囲の教育の 自由 、教育権を認めることは困難であり、かえって、憲法の右規定は、第一義的には福祉国家の理念に基づき、就学条件の整備や教育の機会均等の原則について定めたものと解するほかないものであるうえ、そもそも、小、中学校等における普通教育には前示のような沿革と特性からする制約を免れないことからすれば、右のような結論に至るのも蓋しやむを得ないところである。したがって原告の右主張も採用できない。
91	東京地判昭 62 年 4 月 1 日行裁例集 38 卷 4・5 号 347 頁／進級拒否処分無効確認事件／棄却／控訴／88／【0/3/2】／(a) ・原告は、本件処分の前提となる成績評価方法とその表示方法が原告の人間的発達及び 学習権 を奪うものであり、そこに裁量権の範囲をこえ又はその濫用があると主張するが、本件全証拠によるも、原告に対する成績の評価方法と表示方法に裁量権の範囲をこえ又はその濫用があることを認めることはできず、また、これらが原告の人間的発達及び 学習権 を奪っているものと評価することができない。したがって、原告の右主張は理由がない。
92	大分地判昭 62 年 2 月 23 日行裁例集 38 卷 2・3 号 119 頁／県立高等学校入学許可不作為違法確認等請求事件／一部棄却、一部却下／控訴／－／【0/1/0】／(c)
93	仙台地判昭 61 年 8 月 7 日判タ 618 号 79 頁／聖ドミニコ学院事件／請求棄却／控訴／(審級関連情報なし)／【0/1/0】／(c)
94	東京高判昭 61 年 3 月 19 日最民集 47 卷 5 号 4271 頁／家永教科書検定第一次訴訟控訴審判決／控訴棄却、附帯控訴一部取消／上告／111／【0/1/1】／(b) ・憲法第二六条第一項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定め、第二項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めている。右の規定は、第一項において、さきに述べたような教育のもつ意義を背景として国民の国家に対する教育請求権、これを子どもの教育についていうならば、子どもの 学習権 の存在を明らかにし、その反面として、国が積極的に教育に関する諸施設を整備することにより国民の右教育請求権を全うさせる義務を負うことを宣明するとともに、第二項において、子どもに対する普通教育を義務教育として、保護者である親に対し就学させる義務を課し、併せて義務教育の無償性を宣言したものであるが、右の憲法の規定からは一義的に、教育の内容及びその方法をなんびとがどのように決定すべきかについての当面の問題点を直接解決しうるような結論は直ちに導き出しえないものというほかない。
95	福岡高判昭 60 年 12 月 11 日行裁例集 36 卷 11・12 号 1921 頁／就学権確認請求事件／却

	<p>下／控訴／—／【0／1／1】／(b)</p> <p>・思うに、憲法二六条の背後には、国民各自が一個の人間として、また一市民として成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる（最高裁判所大法廷昭和五一年五月二一日判決、刑集三〇卷五号六一五頁）。しかしながら、右の子どものいわゆる学習権という憲法上の権利、理念をもつてしても、果してどのような小学校、中学校に子どもを就学させるべきかという具体的な基準は、一義的に明瞭になるとはいいがたい。</p>
96	<p>最一判昭 59 年 11 月 1 日裁判集民 143 号 111 頁／損害賠償請求上告事件／棄却／（上訴等情報なし）／106／【0／6／0】／(c)</p>
97	<p>山形地判昭 59 年 8 月 27 日判タ 554 号 285 頁／慰謝料請求事件／棄却／（上訴等情報なし）／（審級関連情報なし）／【0／1／0】／(c)</p>
98	<p>福岡高判昭 58 年 12 月 24 日最民集 44 卷 1 号 195 頁／伝習館訴訟控訴審判決／棄却／上告／—／【0／7／0】／(c)</p>
99	<p>名古屋高決昭 58 年 3 月 29 日判時 1083 号 61 頁／除籍処分執行停止申立事件／却下／抗告／（審級関連情報なし）／【0／7／2】／(a)</p> <p>・けだし、いかに学生の学習権の保障のため、教育的配慮をつくすべきであるといっても、そこには、自ら限界が存し、明らかに芸大卒業生の名に値いしない、成績不良の学生までも、無理して卒業させなければならない義務が芸大当局に存するとは解せられないからである。</p> <p>・元来大学における学生は、教育を受ける立場にあり、学習権というも、それは、あくまで、大学所定のカリキュラムに従うことが要請されるのであり、大学における教育方針と全く対立する独自の学習を、大学の正規の課程において実践することは、許されないことであることは多言を要しないところである（申立人は、《証拠省略》において、申立人の卒業作品につき、それが彫刻界における新しい潮流に従っているものである旨々々述べ、その正当性の裏付け資料として《証拠省略》を提出しているが、卒業作品は、彫刻に関する哲学的思考を短絡的に表現すればよいというものではなく、あくまで、大学所定のカリキュラムに従ってなされるべきものであるから、申立人の右陳述書及び右疎甲各号証は、前記認定を左右するに足りないというべきである）。</p>
100	<p>大阪地決昭 57 年 8 月 27 日判時 1057 号 96 頁／体育館取毀禁止仮処分申請事件／却下／（上訴等情報なし）／（審級関連情報なし）／【0／1／1】／(b)</p> <p>・ところで、憲法第二六条が、いわゆる生存権的基本権の文化的側面として、国民に等しく教育を受ける権利を保障し、その反面として、国に対し教育を受ける権利を実現するための立法その他の措置を講ずべき責務を負わせたものであること、及び教育を受ける権利は子供の学習権保障のための権利であることは、異論のないところである。しかし憲法第二六条の規定は、もっぱら国又は公共団体と個人（国民）との関係を規律するものであって、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。従って、申請人らが、学校法人とはいえ私法人にすぎない被申請人に対し、憲法の右条項に基づいて直接具体的な何らかの権利を取得することはあり得ないのであるから、憲法第二六条第一項の教育を受ける権利そのものを被保全権利とする申請人らの主張は採用することができない。</p>
101	<p>東京高判昭 57 年 5 月 19 日高民集 35 卷 2 号 105 頁／麴町中学内申書事件控訴審判決／変更、棄却／上告／86, 108／【3／11／7】／(a)</p> <p>・右主張は、右各規定が生徒に学習権及びその具体的一内容たる進学権を保障している以上、この保障は学校長の教育評価権に優先するものであり、中学校長は進学のための調査書に、おおよそ受験者の進学を妨げるような事項を記載してはならないとの見解を前提とするものであるが、被控訴人のいう学習権あるいは進学権が万人に保障されたものであるにしても、各人の能力に応じた分量的制約を伴うものであることは、右各規定に照らして明らかで、進学に際し、上級学校によってなされる能力による選抜が当然視されるのもそ</p>

	<p>の故である。</p> <p>・また被控訴人は中学校を卒業しようとする者は、学習権の一内容として卒業式に出席する権利を有し、この権利は中学校長の学校管理運営権限をもつてしても制限しえないものであると主張するが、そのような具体的な学習権を実定法上認めるべき根拠はないし、仮りにそのような考え方を是認するとしても、およそ学校教育は教育を施す側とこれを受ける側の協調なくしては成立しえないものであるから、中学校生徒の学校に対する学習権とは本質的に受動的な学校側あるいは教師側に協調しつつ教育を受け取る権利(憲法二六条も「教育を受ける権利」という表現を用いている。)であつて、学校側、教師側と対立し、これと闘う権利ではないと考えるべきところ、前認定の事実関係からすると、被控訴人は本件卒業式の段階においてかかる意味での学習権を行使する意思は既になかつたとするほかはないのであつて、A1校長の前記の措置が被控訴人の学習権を侵害するものとは到底いうことができない。</p>
102	<p>東京高判昭57年1月28日高刑集35巻1号1頁／建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行被告事件／棄却／上告／(審級関連情報なし)／【0/3/3】／(b)</p> <p>・所論は、要するに、昭和五一年四月東京都立A養護学校に入学したBの両親は、昭和五二年八月、Bの足立区立C小学校への転校希望をA校及びD委員会に申し出で、同年一〇月文書で同旨の申入れをしたが、D委は、同月電話により、また昭和五三年一月二六日文書により、それぞれ右申入れを拒絶したので、さらに昭和五四年三月と同年四月一日A校に退学届を提出したところ、昭和五四年四月二六日同校校長は、右届をBの親に返却した。しかし、右昭和五二年八月の転校要求は、改正前の学校教育法施行令一〇条による退学であるから、東京都教育委員会は、右退学をD委に通知し、D委は、改正前の同施行令六条、五条により、速やかにC小に就学措置をし、入学期日を通知しなければならなかつたのに放置していたのであつて、Bは、本来C小の児童であるにも拘らず、同校に学籍が与えられず、養護学校に就学が強制されていたものである。かかる別学の強制は、普通教育の平等保障、国家による教育の支配の排除に反し、これにより人間関係性、社会性を一方的に断たしめるという人間の生存にかかわり、ひいて生存権保障にも反するのであるから、憲法一四条、二五、二六条、教育基本法一〇条一項に違反するものである。したがつて、右違憲、違法状態の不利益を回避するため、Bの両親は、自らの教育権を行使して特殊教育を拒否する権利を有し、Bは、その学習権に基づき、地域の学校であるC小に対する施設利用権、校庭立入権を有するものであるから、これらの権限に基づく緊急、応急的学習権保障の一形態である自主登校は正当なものであり、B及びその介助者を排除したC小のE校長の措置は、管理権の濫用であるのに、一年以上の自主登校にかかるトラブルを一方的にB又はF、支援者らに帰せしめた原判決は、D委の学習権侵害事実及びBの権利に対する配慮を欠いて、自主登校を一方的に断罪したものであるというのであり、原判決第一ないし第三の事実に関し、以下のように主張する。</p>
103	<p>札幌地判昭56年11月16日判時1049号110頁／慰藉料請求事件／棄却／控訴／(審級関連情報なし)／【1/10/10】／(b)</p> <p>・そこで、右観点から考えるに、憲法二六条一項の定める国民の教育を受ける権利は、国民各自が人間として成長発達し、自己の人格の完成を図るために必要な学習をするという生来的な固有の権利であり、殊に、子ども、生徒は、自らの力のみによっては、その人格を完成せしめるに足りる学習をすることができないことから、子ども、生徒の教育は、子ども、生徒の学習する権利に対応し、その人格の完成をめざし、専ら子ども、生徒の利益のため、教育を施す者の義務として行われるべきものであり、このような教育を施す者の義務に裏打ちされた子ども、生徒の学習する権利は、個別的な学校の設置主体とそこに在学する個々の生徒との間の法律関係においては、後者の前者に対する私法上の権利としての性質を帯びると解せられる(以下、右私法上の権利としての生徒の学習する権利を「学習権」という。)</p> <p>・もっとも、成績評定の具体的な基準の設定、判断などが教育的裁量に委ねられるのは、究極的には、生徒の学習権を保障するためであるから、成績評定の具体的な基準の設定、</p>

	<p>判断などにあたっては、生徒の学習権を不当に侵害しないように、客観的に公正かつ平等になされるべく配慮しなければならないものであり、殊に成績評定が具体的事実に基づかないか、成績評定に影響を及ぼすべき前提事実を誤認がある場合、成績評定の基準を無視し、恣意的に成績評定をした場合、又は著しく合理性を欠く基準により成績評定をした場合には、その成績評定は、不公正又は不平等な評定というべきであり、これは、教師の成績評定権の教育的裁量の範囲を逸脱するものとしてその義務の履行を怠るものであると同時に、右の成績評定を受けた生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。</p> <p>・もっとも、前記二二（三）に説示したとおり、右のように単位認定、原級留置の具体的な基準の設定、判断などが教育的裁量に委ねられるのは、生徒の学習権を保障するためであるから、単位不認定、原級留置が具体的事実に基づかないか、単位不認定、原級留置に影響を及ぼすべき前提事実を誤認があるとき、単位認定、原級留置の基準を無視し、恣意的に単位不認定、原級留置としたとき、若しくは著しく合理性を欠く基準により単位不認定、原級留置としたとき、又は単位不認定、原級留置の決定手続自体に著しい瑕疵があるときには、右の単位不認定、原級留置は、学校当局の教育的裁量の範囲を逸脱するものとしてその義務の履行を怠るものであると同時に、右の単位不認定、原級留置を受けた生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。</p> <p>・前記二二（四）に説示したとおり、単位認定、原級留置の具体的な基準の設定などは、学校当局の教育的裁量に委ねられているが、しかし、著しく合理性を欠く単位認定、原級留置の基準により単位不認定、原級留置としたときには、右単位不認定、原級留置は、学校当局の教育的裁量の範囲を逸脱するものとしてその義務の履行を怠るものであると同時に、右の単位不認定、原級留置を受けた生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。</p> <p>・もっとも、その内容、方法が著しく教育的配慮を欠く場合、殊に科目担当教師が成績不振の生徒に対し、これを全く無視して何ら教育指導をしなかったようなときには、教育的裁量の範囲を逸脱するものとしてその義務の履行を怠るものであると同時に、右生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。</p> <p>・もっとも、その行使又は不行使が、著しく教育的配慮を欠く場合、殊にクラス担当教師が成績不振の生徒に対し、これを全く無視して何らの学習及び生活指導をしなかったようなときには、教育的裁量の範囲を逸脱するものとしてその義務の履行を怠るものであると同時に、右生徒の学習権を違法に侵害するものというべきである。</p> <p>・原告春子及び同ハナの各被告らに対する不法行為を理由とする損害賠償請求は、原告春子の被告道に対する債務不履行を理由とする損害賠償請求と同一の事実上の主張を根拠とするものであり、また、注意義務を負う主体については、被告道と被告吉田ら四名個人との違いはあるものの、右二で説示したところによれば、被告吉田ら四名につき、原告春子の学習権を侵害したものであることはできないし、仮に原告らの主張する注意義務の存在が認められるとしても、右四名に右注意義務違反の事実があったものと認めることはできないから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの被告らに対する不法行為を理由とする損害賠償請求は理由がない。</p>
104	大阪高決昭 56 年 7 月 29 日行裁例集 32 卷 7 号 1324 頁／執行停止申立却下決定に対する即時抗告事件／抗告棄却／確定／—／【0/12/0】／(c)
105	名古屋地決昭 56 年 7 月 18 日行裁例集 32 卷 7 号 1234 頁／仮処分申請事件／却下／抗告／（審級関連情報なし）／【0/5/0】／(c)
106	名古屋高金沢支判昭 56 年 2 月 18 日訴月 27 卷 6 号 1092 頁／損害賠償請求控訴事件／棄却／上告／96／【0/4/0】／(c)
107	大阪地判昭 55 年 5 月 14 日訴月 26 卷 9 号 1535 頁／私立高校生超過学費返還請求事件／棄却／控訴／—／【0/1/0】／(c)
108	東京地判昭 54 年 3 月 28 日判時 921 号 18 頁／麹町中学内申書事件第一審判決／一部認容、一部棄却／控訴／86, 101／【1/8/8】／(b)
	・憲法二六条一項によると、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて

ひとしく教育を受ける権利を有するが、この国民の教育を受ける権利は、各自が人間として成長発達し、自己の人格の完成を実現するために必要な学習をするものとして生まれながらに有する固有の権利というべきである。そして、子どもは、自らの力のみによつては、その人格を完成せしめるに足りる学習をすることはできないから、子どもの教育は、子どもの学習する権利に対応し、子どもの人格完成の実現を目指し、専ら子どもの利益のため教育を施す者の責務として行われるべきものである。ところで、調査書の行動及び性格の記録は、既に述べたように、生徒を性格及び行動について前記各項目の観点から A、B、C の三段階に分類評定し、必要な場合にはその理由を付記するものであるが、この分類評定及び理由の付記は、生徒の**学習権**を不当に侵害しないように、客観的に公正かつ平等にされるべきであることはいうまでもない。したがつて、評定が具体的な事実に基づかないか、評定に影響を及ぼすべき前提事実の認定に誤りがあつた場合、又は非合理的もしくは違法な理由もしくは基準に基づいて分類された場合等には、当該評定は、不公正、又は不平等な評定というべきであり、教師の教育評価権の裁量の範囲を逸脱したものととして違法というべきである。

・そして、本件 C 評定及び本件備考欄記載事項の記載は原告の本件各高等学校不合格の結果に対し原因を与えたものであり、右両者の間に相当因果関係があることは前記認定のとおりであるから、右評定の誤り及び本件備考欄記載事項の記載は、原告が本件各高等学校に進学し教育を受ける権利すなわち**学習権**を侵害したものとすべきである。なお、都教委の定めた本件実施要綱は、私立高等学校に提出されるものについては適用はなく、本件において、和光高等学校等に提出されたものは同要綱の定めるところに事実上準拠して作成されたにすぎないが、原告の**学習権**を侵害するものであることは、同要綱に基づき作成され都立第二六群に提出された調査書となんら異なるところはない。

・進んで、本件調査書を作成提出した野沢校長につき、原告の**学習権**侵害についての故意、過失の有無を検討する。調査書が高等学校入学者選抜のための重要な資料となるものであり、しかるに野沢校長は、本件調査書の作成に当たり、行動及び性格の記録欄所定の項目中、「基本的な生活習慣」、「自省心」及び「公共心」の三項について原告の**学習権**を侵害する態様で原告にとって不利に評定を誤りその旨を表示したものであることは前記認定のとおりである。そして、野沢校長において、このような本件調査書が本件各高等学校に提出されれば、それがために原告が選抜試験に不合格と判定されることを予測しその結果を認容していたとまでの事実を認めるに足りる証拠はないが、教育専門家である同人が裁量の範囲を逸脱して違法に教育評価権を行使したものであることからすれば原告の**学習権**侵害について少くとも過失があつたものと認めるのが相当である。

・たしかに、原告が同校を受験した経緯は、前記二 3 (四) (8) 認定のとおり藤野教諭らの努力によるものであると認められるけれども、野沢校長は同校についても、それまでに不合格が判明していた和光高等学校等に提出した調査書と全く同一内容のものを作成提出したものであるから、右事実のみをもつてしては、同人に原告の**学習権**侵害について過失がなかつたとすることはできない。

・このような意義を有する卒業式は、卒業生が全員一堂に参集して行うことにこそ意義があるものというべきであつて、施設や人数の制約などによるやむをえない事情から卒業式を分離して行う場合は格別、全卒業生及び教師の参加する卒業式が実施される場合には、この式への参加は、生徒の教育を受ける権利すなわち**学習権**の内容をなすものというべきであり、生徒はこれに出席する権利を有するものというべきである。しかしながら、卒業式は生徒の個人的意見の発表や、討論のための場ではないし、前記のようなその深い意義に照らせば、卒業式は厳粛な秩序のもとに挙行されることが望まれるものであり、ある生徒の勝手な行動により卒業式が混乱に陥るときは、卒業式のもつ前記のような教育的効果は損われるから、ある卒業生を他の卒業生全員の参集する卒業式に出席させた場合、その生徒の個人的行動により右卒業式が混乱に陥るおそれが十分に予見されるときには、右生徒を他の卒業生全員の参集してする卒業式に出席させないで、分離して卒業式を行うことは、適法な教育上の規制措置といわなければならない。

109	名古屋高判昭 52 年 10 月 25 日行裁例集 28 卷 10 号 1141 頁／時間外勤務手当等請求控訴事件／一部認容、一部棄却／確定／—／【0/1/0】／(c)
110	<p>浦和地決昭 52 年 4 月 30 日行裁例集 28 卷 4 号 434 頁／浦和市立中学越境入学効力停止申請事件決定／一部認容、一部却下／即時抗告／（審級関連情報なし）／【0/12/2】／(a)</p> <p>・さらに、申請人らは、本件処分は申請人らの学習権、期待権を侵害し、権限の濫用にあたり違法であると主張する。成程、申請人らは転校に伴って申請人らの主張するような様々な不利益を受けるであろうことは想像するに難くないが、前記二、2において認定した経過により、Dを除くその余の申請人らは昭和五二年三月末日までの期間を限って区域外就学の承認を得ていたのであるし、疎明によれば、申請人Dも被申請人から右期間中再三の転校の勧告を受けてきたのであつて、いずれにしても申請人らの保護者は、右期間経過後の同年四月以降は本件中学校の生徒たる身分を失わざるを得ない立場にあることを認識しえたはずであるから、申請人らが転校に伴って通常生ずるであろう不利益を蒙ることを以て本件処分を権限の濫用と断ずるを得ない。また、疎明によれば、申請人らは現時点においてはいわゆる越境入学者のうち一部の者のみが申請人らと同じく転校を余儀なくされたとして、本件処分に対し不公平感を抱いていることが窺われるが、疎明によれば、右のような事態は被申請人の人的物的制約に基因するものとして容認し得る範囲に属し、被申請人が申請人らのみを恣意的に選択して本件処分を行つた事情は認められないので、右のような事態が生じたとしても、直ちに本件処分を権限の濫用あるいは裁量権を逸脱したものとはいえない。……（中略）……。また、右に示したように被申請人の処分が正当な権限に基いてなされたものであり、権限の濫用又は裁量権の範囲の逸脱とも認められない限りは、学習権、期待権の侵害であつて違法であるとの申請人らの主張も採用できないこと多言を要しない。</p>
111	<p>東京地判昭 49 年 7 月 16 日最民集 47 卷 5 号 4211 頁／家永教科書検定第一次訴訟第一審判決／一部認容、一部棄却／控訴／94／【0/4/4】／(b)</p> <p>・原告は、現行教科書検定制度は憲法第二六条によつて保障されている教育の自由、なかんずく子供の教育を受ける権利、すなわち学習権、親を含む国民の教育権および教師の教育の自由を侵害すると主張するので、この点につき判断する。</p> <p>・この点に関する原告の主張は、おおよそ次のとおりである。個人の尊厳が確立され、子供の教育を受ける権利が憲法によつて保障されるゆえんのは、子供の成長発達のため学習の権利が子供の人権として捉えられたことによるにほかならない。子供の学習権は教育を受ける権利の核心をなすものであつて、子供は、公権力によつて制約されることなく【自由】に自からの成長発達を追求し、その潜在的な可能性を合理的に開花させ、かつ、思想的に【自由】な国民として育つため、公権力によつて画一化されない教育を受ける【自由】を有する。</p> <p>・親の教育権は、歴史的には一九世紀中頃まで教育法制上中心的地位を占めていたが、その後、人権思想の普及するに伴い「親権利から親義務へ」と思想的転換を見たのであり、近代教育原理は子供の学習権を教育権保障の中核に置き、これに対する親の義務を強調するようになった。</p> <p>・かくて、現代では、それぞれの親がその子女に対して自から十分な教育を受けさせ、子供の学習権を満足させることができなくなつたため、親は自身で右義務を果す代りに子供を国または公共団体の営む学校に入れて教育を受けさせることにより教育義務を実現するようになったのである。</p>
112	<p>和歌山地判昭 48 年 9 月 12 日判時 715 号 9 頁／和高教組懲戒処分取消事件第一審判決／認容／控訴／（審級関連情報なし）／【0/2/2】／(b)</p> <p>・子どもの学習する権利—教育を受ける権利を保障する義務は、第一次的には親にあるが、それが社会的に組織化・共同化された親義務の委託に基づいて、教員の教育権が行使される。教員は、社会化された親義務のいわば代行者として、学問研究の成果を子どもに正しく伝達し、子どもの資質・能力を發展させ、創造力を付与する高度に精神的な文化的営為</p>

	にあたるものであるから、 学習権 を充足させるにたる専門的・科学的力働と経験豊かな指導性とを有するものでなければならない。 ・もとより、教育は、ひとり学校教育に尽きるものではなく、家庭教育・勤労の場所その他社会において行なわれる社会教育等、常時、あらゆる場所・機関において行なわれるべきものではあるが、なんといつても組織的制度としての学校における教育が最も子どもの 学習権 を充足するのに適しており、教育の根幹をなすものであることは否定できない。
113	東京地判昭 46 年 4 月 8 日判時 625 号 30 頁／拓殖大学学生地位保全仮処分事件／却下／確定／—／【0/1/0】／(c)
114	東京地判昭 45 年 7 月 17 日最民集 36 卷 4 号 616 頁／教科書訴訟（第二次）一審／第二次教科書訴訟一審／認容／被告控訴／—／【0/1/1】／(b) ・そして、これらの子どもの 学習権 =教育を受ける権利と親の責務とが一体となつて近代教育思想の中核となり、一七九三年フランス憲法二二条で「教育は、すべての者の需要である。社会は、その全力をあげて一般の理性の進歩を助長し、教育をすべての者の手の届くところに置かなければならない。」と定められ、さらに一八四八年フランス憲法は前文で、「共和国は、すべての者に不可欠な教育を各人の手の届くところに置かなければならない。」旨を宣言し、同時にその九条で「教育は、 自由 である。教育の 自由 は、法律の規定する能力および道徳性の条件にしたがい、かつ国の監視のもとにおいて実行される。この監視は、なんらの例外なしにすべての教育および教化の施設におよぶものとする。」と定めて、国の監視のもとにおいてではあるが、教育の 自由 が規定されるに至つた。
115	盛岡地判昭 41 年 7 月 22 日最刑集 30 卷 5 号 1508 頁／岩教組事件第一審判決／有罪／被告人控訴／—／【0/1/1】／(b) ・すなわち、(イ) 中学校区単位に早朝集会を組織し、子供の 学習権 を侵害し、民主教育を破壊する一斉学力テストの強行に抗議し、当日の授業計画を確保する決意を全員で確認する、集会参加は、措置要求大会参加、休暇の権利行使によることとする、休暇届は、当日早朝、分会長が学校長に一括提出し、集会に参加する、(ロ) 午前十時までに学校に到着し、授業計画に従つて、行動する、(ハ) 学校長は、テスト立会人に対し、学校の教育計画が変更できず、職員の協力が得られない状況の下では、テスト実施が事実上不可能であることを説明し、実施を中止するように説得する旨の基本的戦術が打ち出されており、右第三号議案は、その後、同年九月十二日、開催された拡大闘争委員会において、第三回中央委員会に提案する旨が決定され、各支部、支会、分会にも配付された。

【注】

- ※「判例番号」は、2014 年 6 月 17 日時点において、第一法規株式会社が提供する法情報総合データベース「D1-Law.com」の「判例体系」を、「学習権」という語でフリーワード検索したときの順番に従って付した。「判例番号」が若いほど、裁判年月日は新しい。
- ※「事件名」、「裁判結果」、「上訴等」、「審級関連」、「使用部分前後の文脈」の表記は、前出の「判例体系」における各判例データに従った。
- ※判例データにおいて著名事件名が記載されている場合は、本表における「事件名」の欄には事件名ではなく著名事件名を記載した。
- ※「審級関連」には、当該判例の下級審又は上級審にあたる判例が本表にある場合はその判例番号を記載し、本表にない場合は「—」を記載した。
- ※『本文』中の『学習権』使用回数のうち裁判所の判断中の使用回数には、「本文」で用いられている「学習権」という語のうち、例えば「事案の概要」、「争点に対する判断」、「当裁判所の判断」、「理由」といった章節において、原告や被告の主張の中ではなく裁判所の判断の中で用いられているものの数を記載した。
- ※「使用部分前後の文脈」には、裁判所の判断中に「学習権」という語が用いられている場合のみ、その前後の文脈を記載した。なお、本表では「学習権」と「自由」という語を太字にしてある。また、判例番号 8 と 111 で用いられている「自由」という語の一部には隅付き括弧を付した。「自由」という語については 3.3 節を参照されたい。
- ※「類型」については 3.2 節を参照されたい。

3.2 「学習権」という語を用いている主体による判例の類型

これら 115 件の判例を、用いられている「学習権」という語の主体が裁判所なのか、原告や被告なのかという視点によって類型化する。これによって、「学習権」という語にまつわる各判例の性格を知ることができる。注目されるのは、裁判所が判断中に「学習権」という語を用いている判例である。さらにこれらの判例は、(a)原告や被告もまた主張中に「学習権」という語を用いているものと、(b)原告や被告は主張中に「学習権」という語を用いていないものとに分かれる。また、(c)原告や被告は主張中に「学習権」という語を用いているが、裁判所は判断中に用いていないものや、(d)裁判所、原告や被告ともに「学習権」という語を用いていないが、判例データ中の「解説」では用いられているため検索結果に表示されたものもある。115 件の判例をこれらの(a)～(d)に類型化した結果を次の表 3 に示す。

表 3 「学習権」という語を用いている主体による判例の類型

	原告や被告が主張中に「学習権」という語を用いている判例	原告や被告が主張中に「学習権」という語を用いていない判例
裁判所が判断中に「学習権」という語を用いている判例	25・・・(a)	22・・・(b)
裁判所が判断中に「学習権」という語を用いていない判例	66・・・(c)	2・・・(d)

判例データの中には、原告や被告の主張の一部または全部が省略されているものもあり、全ての判例を精密に類型化することはできないが、概ね次のことが指摘できる。裁判所が判断中に「学習権」という語を用いている判例は、(a)と(b)を合わせた 47 件あり、原告や被告が主張中に「学習権」という語を用いている判例は、(a)と(c)を合わせた 91 件ある。(a)に類型化された 25 件の判例は、「学習権」に関する原告や被告の主張の当否が裁判所によって判断されているものと捉えることができる。(b)に類型化された 22 件の判例は、裁判所によって、判断に必要な程度で「学習権」という語が用いられているものと捉えることができる。(c)に類型化された 66 件の判例は、原告や被告が主張中に「学習権」という語を用いたにも関わらず、裁判所は用いずに判断を完了させたものと捉えることができる。ここには、裁判所が判断中で必要としないほどに、原告や被告の都合に引きつけられた「学習権」という語の用いられ方が存在している可能性がある。(d)に類型化された 2 件の判例は、「D1-Law.com」の「判例体系」における判例データの「解説」中に「学習権」という語が用いられたものであった。ここでは、当該裁判の争点に関連して、「学習権」という概念の判例上の性格が簡単に述べられていた。

3.3 裁判所が用いている「学習権」という語と学習者の学習の自由の関連

115 件の判例のうち、裁判所が用いている「学習権」という語で、学習者の学習の自由と関連

して用いられているものがどのくらいあるかを明らかにする。これによって、学説上は学習者の学習の自由を保障することを前提としている「学習権」という語が、判例上、実際には裁判所によってどの程度、学習者の学習の自由と関連して用いられているかを検証することができる。

表 2 において、判例で裁判所によって「学習権」という語が用いられている部分の前後の文脈の中で用いられている「自由」という語を太字にして示した。ここで「自由」という語は 47 回用いられている。これらのうち、学習者を主体とする学習にまつわる自由という意味では、表 2 において隅付き括弧を付した判例番号 8 の 2 回と、判例番号 111 の 3 回の、合わせて 5 回用いられている。「学習権」という語の前後の文脈で用いられている「自由」という語の多くは、子どもの学習権に対応するものとしての教師や親の自由を指すものであった。判例における「学習権」という語は、学説において前提とされている学習者の学習の自由と関連して用いられているとは必ずしも言えない。

4. 結論と今後の課題

本稿では、学習権を取り扱う判例に着目し、具体的な場面における学習者の学習の自由の例を体系化する研究の一部として、(1)「学習権」という語が用いられている判例がどのくらいあり、それらの判例が「学習権」という語をどのような文脈で用いているかを示し (3.1 節)、(2)それぞれの判例を、用いられている「学習権」という語の主体が裁判所なのか、原告や被告なのかという視点によって類型化し (3.2 節)、(3)それぞれの判例で裁判所が用いている「学習権」という語のうち、学習者の学習に関する自由と関連して用いられているものがどのくらいあるかを明らかにした (3.3 節)。

(1)では、「学習権」という語が用いられている判例は 115 件あり、そこで「学習権」という語は 445 回用いられていることが示された。これは、「学習権」という語が、学説上でのみ存在するのではなく、判例上でも存在していることを示している。(2)では、裁判所が判断中に「学習権」という語を用いている判例は 47 件あり、原告や被告が主張中に「学習権」という語を用いている判例は 91 件あることが明らかになった。また、原告や被告が主張中に「学習権」という語を用いているが、裁判所は判断中に用いていない判例が 66 件あることが明らかになった。これらのことは、「学習権」という語は裁判所よりも原告や被告によってより用いられており、そこには、裁判所が判断中に必要としないほどに、原告や被告の都合に引きつけられた「学習権」という語の用いられ方が存在している可能性があることを示している。(3)では、判例で「学習権」という語が用いられている部分の前後の文脈の中で、「自由」という語は 47 回用いられていることが明らかになった。また、これらのうち、学説が前提とする、学習者を主体とする学習にまつわる自由という意味では、5 回用いられていることが明らかになった。このことは、判例における「学習権」という語が、学説において前提とされている学習者の学習の自由と関連して用いられているとは必ずしも言えないことを示している。

これらの結果から、本稿では、学習権を取り扱う判例の概要を捉えることができた。今後の課題は、「学習権」という概念が、その効果として学習者にどのような学習の自由を保障しているのかという視点で、判例における本文の記述を分析することである。

引用文献

- ・ 大江洋(1994)「権利の多層性に関する一考察—子どもの権利を素材として—」『本郷法政紀要』3, 東京大学大学院法学政治学研究科, pp.37-71.
- ・ 大島佳代子(2012)「『教育を受ける権利』の意義・再考」同志社法学会[編]『同志社法学』360-I, 同志社法学会, pp.413-438.
- ・ 奥平康弘(1993)『憲法Ⅲ 憲法が保障する権利』有斐閣.
- ・ 兼子仁(1978)『教育法〔新版〕』有斐閣.
- ・ 佐藤修司(2013)「教育制度における教育権論の課題と展望」日本教育制度学会[編]『現代教育制度改革への提言 上巻』東信堂, pp.12-28.
- ・ 渋谷秀樹(2007)『憲法 Japanese Constitutional Law』有斐閣.
- ・ 下村哲夫(1986)「子どもの学習権と『選択の自由』」日本教育行政学会[編]『日本教育行政学会年報 12 教育の機会均等と学校選択』日本教育行政学会, pp.9-24.
- ・ 第一法規株式会社(2014a)「D1-Law.com」ウェブサイト「収録内容・更新情報」ウェブページ, http://mypage.d1-law.com/dh_m/RecInfo (会員のみアクセス可) (最終アクセス日: 2014.6.17) .
- ・ 第一法規株式会社(2014b)「D1-Law.com」ウェブサイト「D1-Law.com 判例体系 出典一覧」ウェブページ, http://mypage.d1-law.com/dh_m/Syutten (会員のみアクセス可) (最終アクセス日: 2014.6.17) .
- ・ 高乗智之(2009)『憲法と教育権の法理』成文堂.
- ・ 堀尾輝久(1971)『現代教育の思想と構造』岩波書店.
- ・ 堀尾輝久(1977)「子どもの発達と子どもの権利」堀尾輝久, 兼子仁[編]『教育と人権』岩波書店, pp.41-70.
- ・ 牧証名(1971)『教育権』新日本出版社.
- ・ 牧証名(2002)「学習権」安彦忠彦, 新井郁男, 飯長喜一郎, 井口磯夫, 木原孝博, 児島邦宏, 堀口秀嗣[編]『新版 現代学校教育大事典 1』ぎょうせい, pp.326-328.
- ・ 結城忠(2007)『生徒の法的地位』教育開発研究所.

参考文献

- ・ 芦部信喜[著], 高橋和之[補訂](2011)『憲法 第五版』岩波書店.
- ・ 伊藤秀夫, 吉本二郎[編](1969)『改訂 教育制度論序説』第一法規出版.
- ・ 今橋盛勝(1983)『教育法と法社会学』三省堂.
- ・ 内野正幸(1994)『教育の権利と自由』有斐閣.
- ・ 大西斎(2012)『憲法と学校教育』大学教育出版.
- ・ 岸本正司(1998)「教育条項の憲法解釈の現況」『憲法論叢』5, 関西憲法研究会, pp.1-26.
- ・ 佐藤幸治[編](1988)『憲法Ⅱ 基本的人権』成文堂.
- ・ 渋谷秀樹, 赤坂正浩(2013)『憲法 1 人権〔第5版〕』有斐閣.
- ・ 堀尾輝久(1991)『人権としての教育』岩波書店.
- ・ 堀尾輝久(2002)『新版 教育の自由と権利』青木書店.
- ・ 牧証名(1990)『教育権と教育の自由』新日本出版.
- ・ 真野宮雄, 桑原敏明[編](1988)『教育権と教育制度』第一法規出版.
- ・ 米沢広一(1992)『子ども・家族・憲法』有斐閣.

松原 悠 (筑波大学大学院人間総合科学研究科教育学専攻 前期2年)

1 第一法規株式会社が提供する「D1-Law.com」ウェブサイトのトップページの URL は次の通り。
<http://www.d1-law.com/> (最終アクセス日: 2014.6.17)

2 「要旨」は、それぞれの判例に関連する法分野を専門とする研究者や、元最高裁判所判事、弁護士などによって執筆されている。執筆者の一覧がまとめられた、「D1-Law.com」ウェブサイト内「判例体系 編集・執筆者一覧」ファイルの URL は次の通り。
http://mypage.d1-law.com/notice/pdf/hanrei_shippitsu.pdf (会員のみアクセス可) (最終アクセス日: 2014.6.17)

3 「解説」は、株式会社判例タイムズ社が発行している『判例タイムズ』から引用されている。